

旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書

平成31年2月
旭川市

【目次】

1	評価検証の目的	1
2	評価検証の方法	1
3	条例の運用の状況について	2
(1)	第4章 市民主体のまちづくり	2
	第9条 市民活動.....	2
	第10条 市民参加.....	6
	第11条 協働	12
	第12条 情報公開及び情報提供.....	16
	第13条 個人情報保護	21
(2)	第5章 地域主体のまちづくり	23
	第14条 地域主体のまちづくり.....	23
(3)	第6章 健全な市政運営によるまちづくり	31
	第15条 行政手続.....	31
	第16条 公正な職務の執行の確保.....	32
	第17条 計画的な市政運営	34
	第18条 行政改革等.....	37
	第19条 危機管理.....	39
(4)	第7章 広域連携によるまちづくり.....	43
	第20条 他の機関との連携及び拠点性の発揮.....	43
4	まちづくり基本条例に関連が深い附属機関からの意見について	47
5	評価検証の結果	56
	(参考) 旭川市まちづくり基本条例に関連するデータ等	57
	(参考) 旭川市まちづくり基本条例の評価検証に係る主な経過	60
	(参考) 旭川市まちづくり基本条例（平成26年3月25日旭川市条例第3号）	61

1 評価検証の目的

旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号。以下「まちづくり基本条例」という。）は、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的として制定した条例であり、平成26年4月1日から施行されている。

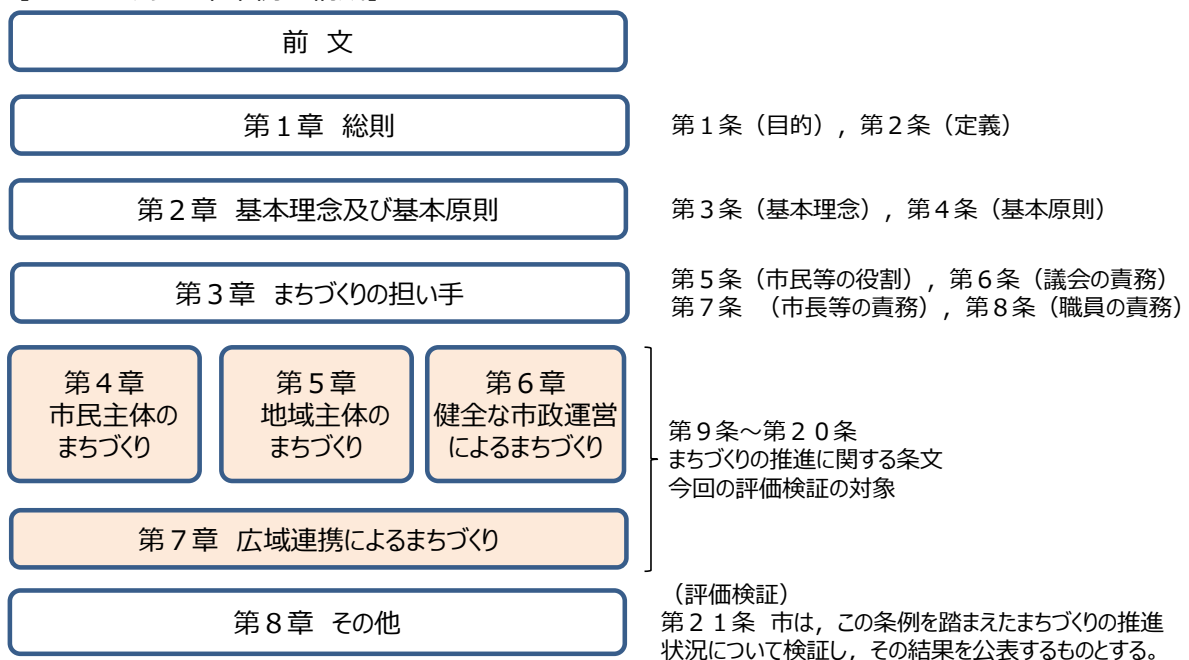
まちづくり基本条例第21条において、市は、「この条例を踏まえたまちづくりの推進状況」について評価検証し、その結果を公表するとしており、また、附則第2項において、市は、社会情勢の変化等を踏まえ、施行後、5年以内に点検を行うこととされている。

本件評価検証は、まちづくり基本条例第21条の規定に基づき、実施するものであり、この結果を附則第2項の点検に反映させることを目的とする。

2 評価検証の方法

「まちづくりの推進状況」に関連する「第4章 市民主体のまちづくり」、「第5章 地域主体のまちづくり」、「第6章 健全な市政運営によるまちづくり」及び「第7章 広域連携によるまちづくり」の各条文において、条例施行後の取組や今後の方向性、考え方について検証し、各条文の運用の状況について整理した。

【まちづくり基本条例の構成】



3 条例の運用の状況について

(1) 第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動、市民参加及び協働

第9条 市民活動

(市民活動)

第9条 市民等は、自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組むことができる。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

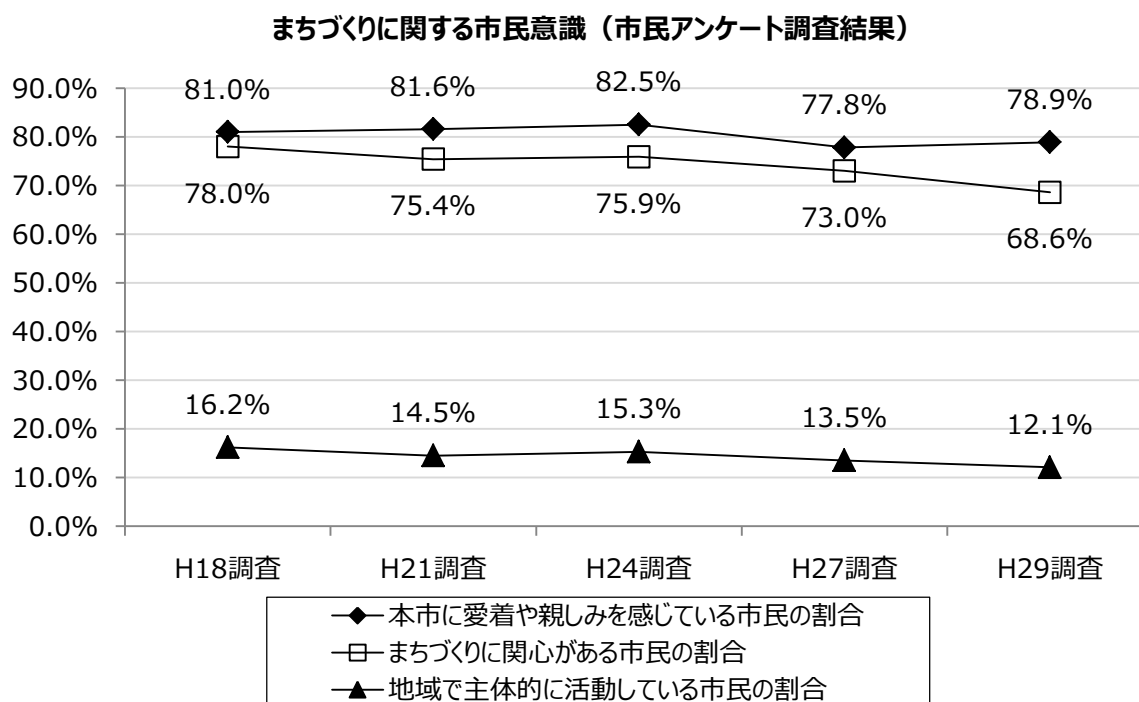
【条文の趣旨】

市民活動とは、NPO法人やボランティア団体などによる活動や、町内会等の地域における活動など、幅広い範囲の活動を指している。

こうした市民活動には、市民等の誰もが取り組むことができるものであり、市民活動が盛んになることはまちの活性化につながるため、市は、市民等がより生き生きと活動しやすいよう、市民活動に関する相談及び人材育成といった機会の創出に努めなければならないことを規定している。

【主な市民等の状況（第1項関係）】（※町内会、市民委員会、地域まちづくり協議会の状況等については第14条「地域主体のまちづくり」で記載）

ア 市民活動等に関する市民の関心・意識



※市民アンケートの対象者数、回収率等については、7・8ページを参照

イ NPO法人の状況

- 市内NPO法人数の推移

年(4/1現在)	H26	H27	H28	H29	H30
法人数	92	92	97	102	106

- 市内NPO法人の主な活動内容

特定非営利活動促進法第2条別表に基づく活動内容（H30年4月1日時点）

別表（第二条関係）	法人数
①保健、医療又は福祉の増進を図る活動	77
②社会教育の推進を図る活動	33
③まちづくりの推進を図る活動	41
④観光の振興を図る活動	6
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	26
⑦環境の保全を図る活動	22
⑧災害救援活動	4
⑨地域安全活動	11
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動	12
⑪国際協力の活動	4
⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4
⑬子どもの健全育成を図る活動	34
⑭情報化社会の発展を図る活動	7
⑮科学技術の振興を図る活動	1
⑯経済活動の活性化を図る活動	14
⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	28
⑱消費者の保護を図る活動	2
⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	35
⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	3

※1 法人で複数の活動目的を持つ場合があるので法人数とは一致しない。

※2 旭川市内にのみ事務所を持つ法人の活動内容を記載している。

ウ 市民活動団体の状況

- 旭川市市民活動交流センターに登録する市民活動団体数の推移

年度	H26	H27	H28	H29
団体数	170	281	352	399

【市の主な取組（第2項関係）】（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）

ア 市民活動を担う団体の活動を促進

○「旭川市市民活動基本方針」の策定（H18年度）	市民が自主的、自発的に参加する活動を積極的に生かしながら、市民と行政とが一体となって市民主体のまちづくりを推進するため、「旭川市市民活動基本方針」を策定した。
--------------------------	---

○NPO法人の認証事務 (H23年度～)	市民活動交流センターとも連携しながら、NPO法人の設立を支援し認証する事務を実施しており、NPO法人の増加に寄与している。
-------------------------	---

イ 市民活動セミナーの実施などによる市民活動に関する理解の促進、人材の育成

●市民活動団体向けワークショップの実施 (H26～27年度) ●市民活動セミナーの実施 (H28～29年度)	市民活動を実践している市民等を講師に招へいし、実情や経験に基づく情報を市民等へ発信する市民活動セミナー等を実施し、市民活動に関する理解促進、人材育成に寄与した。
---	--

ウ 市民活動の交流拠点となる「旭川市市民活動交流センター（C o C o D e）」における活動支援

○市民活動に関する情報の収集及び提供 ○相談、コーディネート支援 ○市民活動に関する学習機会の提供 (H22年度～)	市民活動の総合的な支援などを行うため、H22年度に開設した「旭川市市民活動交流センター」において、センター通信やホームページを活用した情報発信、市民活動団体の事業・組織運営等に関する相談対応を行っている。 また、市民活動に関連する多様な講座・セミナー等を通じて人材育成を図るなど、指定管理者の豊富なノウハウやネットワークを活用した事業を展開している。
--	---

【条文の視点での成果と課題】

◆ まちづくりや市民活動に対する市民意識

市民アンケート調査結果から、本市に愛着を持つ市民の割合がおおむね80パーセント前後で推移しているが、まちづくりに関心がある市民の割合は70パーセントを下回り、地域で主体的に活動している市民の割合は10パーセント台で、いずれも低下傾向となっている。本市に愛着を持つ市民が市民活動・地域活動に参画するきっかけをいかに創出するかが課題である。

◆ 市民活動の促進

市民活動の担い手の一つであるNPO法人数は、福祉関係を中心にまちづくり基本条例の施行後も着実に増加している。数的な増加だけではなくNPO同士やNPOと他の市民活動団体、地域活動団体との連携促進により公的活動の充実につながるよう交流機会の創出等を図ることが課題である。

◆ 市民活動に関する市民等の相談機会の確保、人材育成等

旭川市市民活動交流センターへの登録団体数は、まちづくり基本条例の施行後も着実に増加しており、活動内容も福祉やボランティア、子育て、学習や趣味のサークルなど多種多様である。同センターで登録団体の活動にかかる相談や活動の紹介を行っているが、約400団体の活動団体の充実発展に向けては団体同士の横の連携や団体自ら情報発信しやすい環境の充実も必要である。

また、市民活動を担う人材の育成については、これまで実施してきたセミナー等の実施は

もとより、市民等の市民活動への参加意識の向上を図り、市民活動に関する担い手不足の解消にもつなげていく必要がある。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 高齢化の進行などで地域コミュニティの機能が弱まってきている中（地域コミュニティの状況等については、第14条【主な市民等の状況（第1～3項関係）】（23～26ページ）を参照）、地域において安心な暮らしの確保に向けては、地域住民やNPOなどが連携して、主体的あるいは行政との協働による取組を進めていくことが重要であり、NPO法人や町内会など市民活動に関する更なる情報の発信や市民等への周知と理解の浸透、参加意識の向上を図る。
- ◆ 市民活動の促進に向けては、「旭川市市民活動交流センター」を中心に市民活動団体や市などが連携しながら、相談機会の確保や、セミナー等の開催及び市民活動に関する情報の発信を通じた人材育成などに取り組む。

第10条 市民参加

(市民参加)

第10条 市民等は、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）で定めるところにより、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

2 市は、市民等の意思を市政に反映させるため、市民参加の推進に努めなければならない。

【条文の趣旨】

旭川市市民参加推進条例は、市政に市民意思を反映させることを目的として制定された条例である。

旭川市市民参加推進条例の制定後も、社会経済情勢や地域コミュニティの状況は変化しており、こうした状況に対応するために、市民等の意見を取り入れながら、市民主体のまちづくりを更に推進していくことが重要である。

こうした認識に立ち、まちづくり基本条例では市民参加に関する根幹について規定し、市民参加の基本的な事項については、旭川市市民参加推進条例において定めることを規定している。

【主な市民等の状況（第1項関係）】

ア 旭川市市民参加推進条例に基づく市民参加の状況

- 意見提出手続（パブリックコメント）の提出状況（H26年度以降）

年度	H26	H27
主な意見募集案件と提出数	就学助成制度見直し素案(166件) 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案(28件) 地域自治推進ビジョン案(13件) 子ども・子育て支援新制度における保育の認定等に関する基本的な考え方案(12件)	子育てに関する経済的支援の基本的な考え方(案)(91件) 学校給食提供システムの在り方に関する基本構想(素案)(33件) 新庁舎建設基本構想(22件) 常磐公園植栽計画案(17件) 第8次旭川市総合計画骨子(案)(14件) 文化芸術振興基本計画(素案)(11件)
全体合計	実施件数：23件、意見提出数：284件	実施件数：31件、意見提出数：273件
年度	H28	H29
主な意見募集案件と提出数	新庁舎建設基本計画(案)(238件) 行財政改革推進プログラム2016(案)(78件) あさひかわ北彩都ガーデンの有料化案(15件)	「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)(素案)(69件) 小中連携・一貫教育推進プラン(素案)(35件) 立地適正化計画(案)(20件) 中心市街地活性化基本計画素案(14件)
全体合計	実施件数：20件、意見提出数：386件	実施件数：15件、意見提出数：179件

- 市の附属機関における公募委員総数及び公募委員の割合（H26年度以降）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
公募委員総数	72人	67人	82人	91人	80人
公募委員割合	19.1%	18.6%	19.0%	20.8%	18.3%

【市の主な取組（第2項関係）】（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）

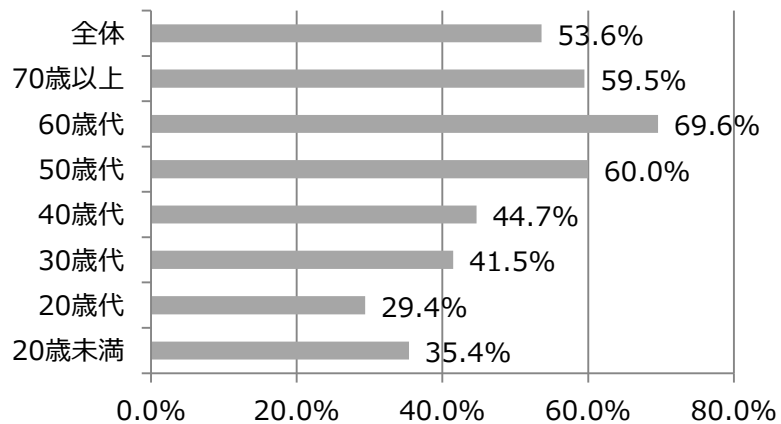
ア 市民参加の推進

○市長への手紙 (S56年度～)	市政やまちづくりに対する意見やアイデアを広く聞き、市政に反映させるため、応募用紙やインターネットなどにより、意見を
---------------------	---

		寄せてもらっている。 寄せられた意見については、文書、電子メール、電話、面談により回答を行っているが、回答不要の意向があるものや匿名のものは、関係部局への参考回付を行っている。																				
【H29年度「市長への手紙」における意見件数及び主な意見】																						
分野	件数	主な意見項目																				
公共施設	132	公園の整備、図書館、庁舎の整備について 等																				
交通・道路	96	道路（整備、買物公園の自転車対策など）、交通路線（バス、ＪＲなど）について 等																				
福祉	81	生活保護制度（適正な運用など）、高齢者福祉（介護など）について 等																				
経済・産業	49	中心市街地の活性化、企業誘致について 等																				
職員	46	職員の対応、職員の待遇について 等																				
市政運営	46	人口減少対策、市政情報の発信について 等																				
その他	410	子育て、除排雪、ごみ・リサイクル、文化・スポーツ、自然・環境保全、戸籍・保険・税、教育、市民活動、防犯・防災・消防、上下水道、議会、市民参加など																				
合計	860	受付数は453通、複数の意見が記載されていることがあるので意見件数は860件																				
		【H29年度「市長への手紙」年代別受付通数】 <table><thead><tr><th>年代</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>20歳未満</td><td>1.3%</td></tr><tr><td>20歳代</td><td>2.2%</td></tr><tr><td>30歳代</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>40歳代</td><td>8.8%</td></tr><tr><td>50歳代</td><td>8.6%</td></tr><tr><td>60歳代</td><td>13.7%</td></tr><tr><td>70歳代</td><td>11.9%</td></tr><tr><td>80歳以上</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>不明</td><td>40.4%</td></tr></tbody></table>	年代	割合	20歳未満	1.3%	20歳代	2.2%	30歳代	5.5%	40歳代	8.8%	50歳代	8.6%	60歳代	13.7%	70歳代	11.9%	80歳以上	7.5%	不明	40.4%
年代	割合																					
20歳未満	1.3%																					
20歳代	2.2%																					
30歳代	5.5%																					
40歳代	8.8%																					
50歳代	8.6%																					
60歳代	13.7%																					
70歳代	11.9%																					
80歳以上	7.5%																					
不明	40.4%																					
○市民アンケート調査の実施 (H3年度～)	市政や市民生活に対する市民の意識、関心などをアンケート調査により把握し、意識の変化や傾向などを分析することにより、市政に反映させる資料として活用している。 【調査の対象・回収率の推移等】 ・調査対象区域：旭川市全域 ・調査対象者：旭川市民のうち18歳以上の男女3,000人 ・実施年度と回収率 <table><thead><tr><th>年度</th><th>H18</th><th>H21</th><th>H24</th><th>H27</th><th>H29</th></tr></thead><tbody><tr><td>回収率</td><td>44.7%</td><td>56.7%</td><td>49.6%</td><td>55.9%</td><td>53.6%</td></tr></tbody></table>		年度	H18	H21	H24	H27	H29	回収率	44.7%	56.7%	49.6%	55.9%	53.6%								
年度	H18	H21	H24	H27	H29																	
回収率	44.7%	56.7%	49.6%	55.9%	53.6%																	

・年代別回収率（H29年調査）

平成29年度市民アンケート調査年代別回収率



【調査結果の活用】

市民アンケート調査結果を活用し、次のとおり、第8次旭川市総合計画の指標として設定している。

（成果指標16項目，評価指標18項目）

市民アンケート調査結果を活用し，第8次総合計画の成果指標としている項目（16項目）	H29 成果指標 実績値
子どもが健やかに成長していると感じる市民の割合	58.1%
ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合	47.5%
互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合	40.8%
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合	32.9%
趣味・教養の講座や，今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合	27.1%
文化芸術活動が盛んなまちであると感じる市民の割合	29.9%
スポーツ実施率	27.5%
旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思う市民の割合	19.0%
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合	38.8%
緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合	58.4%
災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合	58.6%
本市に愛着や親しみを感している市民の割合	78.9%
まちづくりに関心がある市民の割合	68.6%
地域で主体的に活動している市民の割合	12.1%
ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合	16.0%
市役所に対して良い印象を持っている市民の割合	38.6%

○「旭川市市民参加推進条例」の制定
（H15年度～）

市民参加に関し基本的な事項を定めることにより，市民参加の一層の推進を図ることを目的に，「旭川市市民参加推進条例」を制定した。

	同条例に基づき、意見提出手続（パブリックコメント）、附属機関等の委員の公募などをはじめとする各種市民参加手続を実施している。
●「旭川市市民参加推進会議」において附属機関の公募委員の選任方法について審議（H27年度）	それぞれの附属機関の設置目的を考慮した上で、市民参加の手法としての公募委員制度が適正かつ効果的に運営されるよう、「旭川市市民参加推進会議」において、附属機関の公募委員の選任方法について審議した。
●「附属機関等の設置、運営等に関する指針」の策定（H28年度）	附属機関等の適正な設置、運営等を図るため、附属機関、懇談会等、専門委員について定義し、それぞれ設置や開催の目的、運営等について必要な事項を定める指針を策定した。

イ 「まちづくり対話集会」の開催

○「まちづくり対話集会」の開催
(H18年度～)

市長が地域や団体の活動の場などにおいて、市民と直接、対話を行う「まちづくり対話集会」を継続して実施している。

【H26年度以後の開催状況】

年度	H26	H27
テーマ	旭川市の総合計画	①庁舎整備 ②手話に関する条例 ③旭川市の人口減少・少子高齢化問題と将来の在り方 ④共同利用できる合葬式施設の整備
対象	地域	団体
実施回数	10回	5回（①は2回開催）
参加者数	234人	118人
意見数	84件	14件
主な意見	空き家対策の推進、広報文書等の工夫、ふるさと納税の推進、高等教育機関の設置、結婚への支援の充実	①新庁舎の建設場所、機能等、②手話条例の制定、手話の普及や学ぶ機会の充実、③高等教育機関の設置、④合葬式施設の場所、形態等
年度	H28	H29
テーマ	①庁舎整備 ②子どもの成長を支える環境づくり ③商店街の活性化 ④結婚に関する情報提供の支援	これからのまちづくり
対象	団体	地域
実施回数	6回（①、②は2回開催）	11回
参加者数	92人	434人
意見数	18件	201件
主な意見	①現庁舎の保存、新庁舎の機能等、②季節保育所の通年化、産前から産後までのケアの実施、③空き家を利用して出店する場合の補助等、④結婚に関する支援の充実	子ども食堂への支援、子ども医療費の助成拡大、滞在型・通年型観光の促進

	【意見等の主な反映状況（Ｈ２６年度以後）】 ・中央図書館の開館日，開館時間の拡充 ・緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）の整備 ・合葬式施設の整備 ・道の駅旭川のリニューアルオープン ・末広地域活動センターの整備 ・地域会館建設補助の拡大（融雪層，物置の設置） ・「旭川市空家等対策計画」に基づく空き家等に関する対策推進 ・市ホームページリニューアルなど分かりやすい情報提供の推進 ・返礼品の工夫など，ふるさと納税の推進 ・融雪槽の設置等への補助 ・「旭川市手話言語に関する基本条例」を制定し，手話に関する体制の整備，普及啓発 ・本市に相応しい高等教育機関の設置に向けた検討 ・「あさひかわ縁結びネットワーク」などによる結婚支援 ・へき地保育所，季節保育所の通年化 ・産後ケア事業の実施 ・子ども食堂を実施している団体等への補助 ・子ども医療費の助成拡充
--	---

ウ 市政モニター制度による市民意見の把握

●インターネットを利用した市政モニター制度を実施（H26年度～）	市政や市民生活に関わりの深い課題等について、中学生以上の幅広い年代からの意見等を把握し市政運営に生かすため、インターネットを利用したアンケート調査を実施している。					
	【モニター数の推移】					
	各年度末	H26	H27	H28	H29	H30※
	モニター数	44	92	90	112	131
	※H30年度は12月19日現在の数					
	【H26年度以後の実施状況】					
	・ H26年度：食育に関する調査、広報広聴事業に関する調査、自転車の利用に関する調査					
	・ H28年度：食育及び日常の食生活に関する調査、旭川市ホームページに関する調査、旭川まちなかアンケート					
	・ H29年度：鉄道利用や鉄道事業見直しに対する意識調査、市の広報に関する調査、旭川市住宅リフォーム関連補助事業についての調査					
	・ H30年度：地域福祉に関する市民意識調査、旭川市議会に関するアンケート調査					

【条文の視点での成果と課題】

◆ 市民参加の推進

意見提出手続（パブリックコメント）の実施については、H26年度以後、15～31件で推移しており、旭川市市民参加推進条例の規定に基づき、適正に実施されている。また、附属機関については、公募委員の割合が20パーセント前後で推移しており、おおむね目標としている割合を確保している。

総合計画の成果指標などに活用している市民アンケート調査については、まちづくり基本条例の施行前には、回答率が50パーセントを下回ることもあったが、まちづくり基本条例の施行後のH27年度及びH29年度の調査においては50パーセントを超えており、安定して推移しているが、20歳代の回答率が30パーセントを下回るなど若年層の意識把握が課題である。

まちづくり対話集会についても、まちづくり基本条例の施行後、H26年度からH29年度までに32回開催しており、H18年度の開始からの開催回数は100回を超えている。特に地域を対象に市内11箇所で開催したH29年度には、参加者が400人以上となるなど、市民参加の手法として市民等にも定着し、意見の反映にも努めている。

さらに、まちづくり基本条例の施行後には、インターネットを利用した市政モニター制度を新たに実施し、モニター数はまだ十分ではないが着実に増加しており、市政やまちづくりに対する市民の意見や意識を把握する取組を推進している。

これらの取組により得られた意見や意見の反映の状況については、本市のホームページなどで公表しており、今後についても、附属機関における公募委員の確保や、若年層を中心に幅広い年代からの意見を得られるような手法を適宜、研究、検討するなど、更なる市民参加の推進を図り、市民ニーズを的確に把握し、得られた意見を市政に生かしていく必要がある。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 市民等と市が協働で地域の課題解決に取り組むためには、市の施策等に関し市民等と市が相互に情報を共有し、提案し、行動していくことが重要であり、引き続き、各種市民参加の推進及び市民意思の市政への反映に努める。
- ◆ 各種ソーシャルメディアの活用により、若年層が参加しやすい手法等の充実を図るなど、幅広い年代からの市民参加を推進していく必要がある。
- ◆ 幅広い年代からの市民参加については、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発等を通じて、働く世代にも参加がしやすい環境づくりを推進していく必要がある。
- ◆ 市民参加制度の活用について、職員研修を継続して実施するとともに、広く庁内外に理解を深められるような情報の発信に努める。
- ◆ 市民等に対する分かりやすい情報提供や、市民意見等の適切な把握を行うため、職員の広報広聴に対する意識や技術の向上に関する職員研修等の充実を図る。

第 11 条 協働

(協働)

第 11 条 市民等及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

2 市は、協働の推進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【条文の趣旨】

協働とは、市民等と市が協力し合うことであり、旭川市市民参加推進条例に定義されている。

協働の推進に当たっては、市民等と市が共に目的等を共有しながら、お互いの自主性や自立性を尊重するとともに、信頼関係を構築し、力を合わせていくことが重要である。

また、市は協働の推進のため、相談機会の確保や人材育成に努めなければならないことを規定している。

【市民等と市の主な取組（第 1 項及び第 2 項関係）】

（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）

ア 市民等との協働のまちづくりの推進

○市民の企画提案による
協働のまちづくり事業
における事業の実施
(H22年度～)

市内で市民活動を行う団体を対象に、市との協働事業の企画提案を募集し、公開プレゼンテーションなどでの審査選考により採択された提案（事業）を、団体と市が協働により実施している。

【提案事業数と採択事業の推移】

年度	H26	H27	H28	H29	H30
提案事業数	10	13	10	17	6
採択事業数	8	7	7	7	4

【主な内容（H30年度採択事業）】

◇培う未来のコア・コンピテンス

- ・提案団体：常磐サロン実行委員会

- ・事業概要：高校生や大学生等を対象に、ワークショップなどを通じて多様なスキルを体得する機会の提供

◇障がい者スポーツを通じて考える「誰にもやさしいまちづくり」

- ・提案団体：スポーツ交流で誰にもやさしい旭川を考える会

- ・事業概要：障がい者スポーツに関する各種イベントの実施を通じて障がい者の社会参加、交流機会の創出

◇動物の命を繋ぐ街づくり

- ・提案団体：繋ぐのは命プロジェクト

- ・事業概要：宿泊学習会などを通じて、自然とふれ合い、環境や動物の命に対する関わり方を考える機会の創出

◇地域とつくる放課後の児童の居場所事業

- ・提案団体：（一社）旭川東豊スポーツクラブ

- ・事業概要：子どもたちと地域住民の交流、子ども向けの多様な活動プログラムの提供など

【採択事業と提案団体（H26年度～H29年度）】		
年度	採択事業	提案団体
H26	学生合同Summer Camp	旭川ウェルビーイングコンソーシアム 学生自主組織はしつくす
	小学生のための森林環境教育「森育」プロジェクト	特定非営利活動法人もりねっと北海道
	生ごみ・落葉の堆肥化及び遊休耕作地活用事業	神楽岡エコクラブ
	特定外来生物ウチダザリガニの被害調査及び防除活動事業	旭川ウチダザリガニ防除隊
	“雪の降る街を”旭川冬の写真コンクール	まちづくり市民の会
	大人女子学園祭	GC旭川
	子どもの生きる力を育む子どもカレッジ手帳	旭川地域生涯学習インストラクターの会
	身近の自然から森を知る	癒しの森づくり
H27	身近の自然から森を知る	癒しの森づくり
	まちづくり 人づくり 食べ物づくり	どろんこ楽農学校
	第1回北海道ヒーローサミット	特定非営利活動法人ゼログラビティー
	生ごみ・落葉の堆肥化及び遊休耕作地活用事業	神楽岡エコクラブ
	地域をはぐくむ森林環境教育「森育プロジェクト」	特定非営利活動法人もりねっと北海道
	障がいのある人となない人とのレクリエーションスポーツ事業	レクスポあさひかわ
	中途難失聴者向け中級手話講座	旭川中途難失聴者協会
H28	まちづくり 人づくり 食べ物づくり	どろんこ楽農学校
	障がいのある人となない人とのレクリエーションスポーツ事業	レクスポあさひかわ
	第2回北海道ヒーローサミット	北海道ヒーローサミット実行委員会
	地域を育む森林環境教育「森育プロジェクト」	特定非営利活動法人もりねっと北海道
	身近の自然から森を知る	癒しの森づくり
	世代間交流推進事業	永山第二地区社会福祉協議会
	ごみ減量化EcoMAP事業	ぴったんこあさひかわ
H29	常磐的アクティブラーニングのすすめ	常磐サロン実行委員会
	旭川市・道北地域における子どもの居場所づくりの啓発事業 -「広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアーin旭川・道北」の実施-	旭川おとな食堂
	銀座まちなかにつながる障がいのある人となない人とのレク事業	レクスポあさひかわ
	障がい者スポーツを通じて考える「誰にもやさしいまちづくり」	スポーツ交流で誰にもやさしい旭川を考える会
	第3回北海道ヒーローサミット	北海道ヒーローサミット実行委員会
	動物の命を繋ぐ街づくり	繋ぐのは命プロジェクト
	児童の健全育成を目的とした放課後及び長期休み中の児童の居場所づくり事業	一般社団法人旭川東豊スポーツクラブ

イ 企業等との協働のまちづくりの推進

○民間企業等との包括連携協定の締結	①北海道コカ・コーラボトリング株式会社（H20年度～） ②サッポロホールディングス株式会社及びサッポロビール株式会社（H23年度～） ③株式会社ローソン（H25年度～） ④イオン株式会社（H26年度～） ⑤旭川信用金庫（H27年度～） ⑥株式会社北洋銀行（H27年度～） ⑦株式会社イトーヨーカ堂（H29年度～） ⑧旭川市内郵便局（H29年度～） ⑨あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（H30年度～） 【包括連携協定に基づく主な取組事例】 ④イオン株式会社：イオンモール旭川駅前の大型ビジョンで市の情報PR、イオンのご当地ICカードによる売上げの一部を本市に寄附など（H26年度～） ⑦株式会社イトーヨーカ堂：旭川店内に旭川市情報コーナーを設置（H30年度～）
○民間企業等との個別協定の締結	災害時の協力や地域の見守りなどについて、198の個別協定（H30.2月現在）を企業や各種団体、教育機関、他自治体などと締結している。 【主な個別協定の例】 ◇災害時の応援、応急対策、応急生活物資の供給等に関する協定：建築、電気、水道、交通等事業者、事業者団体、市内スーパー、各種店舗など ◇高齢者等の地域見守り活動に関する協定：新聞販売所、浴場組合など ◇環境保全に関する協定（公害防止、森林保全など）：各種事業者など

【条文の視点での成果と課題】

◆ 協働の推進

市民の企画提案による協働のまちづくり事業では、文化、スポーツ、地域など、様々な分野で市民活動団体から企画提案を受けて、市の担当部局と相互に役割を補完し、協力し合って事業を展開している。H26年度以降では年度によって増減があるがH30年度までの5か年度平均で約11事業の提案があり約6事業が採択されている。毎年度、市民活動団体等から新規に提案が出されており、協働の取組が広がりを見せているが、当該事業終了後も継続して市民活動団体等と市の担当部局が協働する関係を維持・発展させていくことが必要である。

また、民間企業等の連携協定も着実に増加し、それぞれの企業の特色に応じて、本市のPRや災害時の協力、地域の見守り活動などで協定を締結しているが、協定の締結を担当した市の部局以外でも協定を活用して幅広く企業等と連携したまちづくりの推進を図ることが必要である。

◆ 市による協働の推進（相談機会の確保，人材育成等）

市民の企画提案による協働のまちづくり事業の提案に当たり，各分野の人材が市の担当者と相談して事業を組み立てている。またこの事業の実施をきっかけとして，協働を担う人材の発掘と育成にもつながっているが，更なる協働の担い手の確保に向けて，経験豊富な人材と新たに活動を始めたい人材のマッチングなどを検討する必要がある。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 市民等と市との協働の機会の創出及び理解の促進に向け，市民の企画提案による協働のまちづくり事業などの取組を推進するとともに，この事業などをきっかけとして市民等の自主性や自立性を尊重し，行政への理解を深められるよう努める。
- ◆ 協働の推進に係る各取組について，調査審議するための附属機関である「市民協働推進会議」の運用により，経験実績や専門的知見を取り入れながら市民ニーズに合った取組の実施に努める。

第2節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護

第12条 情報公開及び情報提供

(情報公開及び情報提供)

第12条 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定めるところにより、市が保有する公文書の公開を請求し、又は必要な情報の提供を受けることができる。

2 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する公文書の公開を推進しなければならない。

3 市は、市民等が必要とする情報を分かりやすく提供するよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

情報公開とは、請求者からの求めに応じて市が保有している公文書を公開するとともに、積極的な情報の提供を進めるための制度であり、本市では、旭川市情報公開条例に基づき、情報の公開を行っている。

まちづくりを行う上では、市民等が必要とする時に必要な情報を得られることが重要であることから、まちづくり基本条例においては、情報公開に関する市の基本的な姿勢を示している。

また、市民等がまちづくりに参加しやすい環境を整えるためには、情報を整理した上で市民に積極的に情報提供することが重要であることから、市は市民等の理解を得るために、分かりやすく情報を提供するよう努めなければならないことを規定している。

【主な市民等の状況（第1項関係）】

ア 旭川市情報公開条例に基づく情報公開請求の状況

年度	H26	H27	H28	H29
件数	202	352	177	145

【市の主な取組（第2項、第3項関係）】（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）

ア 旭川市情報公開条例に基づく公文書の公開及び市政に関する情報の公開の推進

○「旭川市情報公開条例」の制定（H3年度） ○「旭川市情報公開条例」の全部改正（H17年度）	地方自治の本旨に即し、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、公平、公正で透明な市政の推進に資することを目的に、「旭川市情報公開条例」を制定した。
●情報提供の推進に関するチラシの作成（H29年度）	市民等が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするため、公文書公開請求以外の方法でも、必要とする情報の提供を受けられる場合があることを周知するチラシを作成し、市政情報コーナーに設置するとともに、本市ホームページに掲載した。
●公文書公開に関する職員個人印の印影の取扱い変更（H29年度）	近年の裁判例や他都市の実例等を踏まえ、本市職員をはじめとする公務員の印影に関する取扱いを変更し、当該印影についても公開の対象とした。

イ 市政に関する情報など各種情報の提供

○広報誌「こうほう旭川市民」の発行 (S26年度～)	市政情報や日常生活に関わりの深い情報を掲載した広報誌を毎月発行し、市内の全世帯に配布している。
○旭川市ホームページの開設 (H11年度～) ●旭川市ホームページのリニューアルの実施 (H27年度)	本市の魅力を広く国内外に発信するとともに、市政に関する情報を迅速に提供するため、ホームページを活用した情報発信を行っている。 H27年度には、ページごとに異なっていたデザインの統一、スマートフォンへの対応など、「誰にでもわかりやすく、利用しやすいホームページ」を目指し、本市ホームページの全面リニューアルを実施した。
○テレビ・ラジオ放送による話題や情報の提供	テレビ・ラジオ放送を通じ、本市に関する様々な話題や情報の提供を行っている。 ①HBCテレビ「マイタウンあさひかわ」 ②STVテレビ「旭川市民ニュース」 ③旭川ケーブルテレビ（ポテト）「わくわくライフ旭川」 ④FMりべる「旭川市からのお知らせ」 ⑤UHBテレビ「北海道市町村地デジ広報」地上デジタルデータ放送
○「旭川市広報戦略プラン」の策定(H22年度) ○「旭川市広報広聴戦略プラン」の策定 (H25年度)	市政を取り巻く環境の変化に対応し、的確な広報活動を展開するための指針として、H22年に「旭川市広報戦略プラン」を策定した。 また、H25年には、同プランの考え方を継承するとともに、「広報」と「広聴」をより効果的に展開していくため、「旭川市広報広聴戦略プラン」を策定した。
●ソーシャルメディアを活用した情報の発信 (H26年度～)	本市の魅力を高めることにつながる情報の発信や、危機発生時などにおける情報発信を行うため、フェイスブック、ツイッター等を運用している。 【主なソーシャルメディアのアカウント】 ①フェイスブック 旭川市役所（広報広聴課）、カムイ新聞（神居支所）、旭川ものづくり総合支援センター（産業振興課）、あさっぴー（観光課）、旭川冬まつり（観光課）、あさひかわ観光誘致宣伝協議会（観光課）、旭川市企業立地課〈東京サテライトオフィス〉（企業立地課）、旭川市旭山動物園（旭山動物園）、旭川市防災（防災課）、バーサーロペットジャパン（スポーツ課）、旭川市科学館 サイパル（科学館）、旭川市中央図書館（中央図書館）、旭川市スポーツ課（スポーツ課）、あさひかわ北彩都ガーデン（地域振興課）、はたらくあさひかわ（経済総務課）、旭川市水道局（水道局上下水道部総務課）、あさひかわ応援寄附金〈ふるさと納税〉

	(税制課), 旭川市神楽支所(神楽支所), 旭川空港利用拡大期成会(旭川空港事務所), 旭川移住計画(地域振興課), あさひかわの景観(都市計画課), 旭川市博物館(博物館), 健康づくりプラス1(保健指導課) ②ツイッター 旭川市役所(広報広聴課), カムイ新聞(神居支所), 旭川市旭山動物園(旭山動物園), 旭川市防災(防災課), 旭川市水道局(水道局上下水道部総務課), 旭川市役所 人事課採用(人事課)
●オープンデータライブラリの開設 (H27年度～)	市が保有する各種データを二次利用が可能な利用ルールのもとホームページで公開している。 【主なオープンデータ】(H30年8月現在107件) ◇旭川市の人口・世帯数 ◇防災・安全: 避難所一覧, AED設置事業所一覧など ◇子育て・教育: 教育・保育施設一覧, 待機児童数など ◇保健・福祉: がん検診実施医療機関, 各種介護事業所一覧など ◇環境: 再生資源回収事業者一覧, 近文清掃工場排出ガス測定データなど ◇行政: 市長・議長交際費, 市税決算額, 各選挙結果など
●「新・旭川市広報広聴戦略プラン」の策定 (H28年度)	本市を取り巻く変化等に的確に対応した広報広聴活動を展開していくため,「旭川市広報広聴戦略プラン」の改訂版として,「新・旭川市広報広聴戦略プラン」を策定した。

ウ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律¹の施行に伴う「障害を理由とする差別」の解消に向けた窓口対応等の実施

●「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」の策定 (H28年度)	職員が業務を行う上で, 障害の特性に応じた的確な対応ができるよう, 対応時の配慮などを分かりやすく示すことを目的に,「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」を策定し, 市全体として統一的な考え方にに基づき, 障害者に対する差別解消に向けた取組を推進している。
●「旭川市手話言語に関する基本条例」の制定 (H28年度)	手話は言語であるという理解を市民に広め, 手話が普及する環境の整備を図り, 手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し, 旭川市手話言語に関する基本条例を制定した。

¹: 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(「障害者差別解消法」)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や, 国の行政機関, 地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって, 全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく, 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に, 平成25年6月に制定され, 平成28年6月26日に施行された法律である。

	同条例の趣旨に基づき、初心者向け・中級者向け及び手話通訳者を目指す人向けに手話講習会を開催している。
●窓口における筆談対応についての掲示 (H29年度)	筆談対応が可能であることについて周知を行うため、案内カードを作成し、窓口で掲示した。

エ 「あさひかわ出前講座」の実施

○「あさひかわ出前講座」の実施（H22年度～）	本市が行っている様々な仕事の内容や専門的知識を、市民に周知、提供するため、職員等が会場に出向いて行う講座である「あさひかわ出前講座」を実施している。 【出前講座の講座数、実施回数、延べ参加者数の推移】 <table><tr><td>年 度</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr><tr><td>講座数</td><td>50</td><td>46</td><td>49</td><td>48</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>1,051</td><td>990</td><td>890</td><td>951</td></tr><tr><td>延べ参加者数</td><td>38,191</td><td>36,395</td><td>34,117</td><td>35,167</td></tr></table> 【主な出前講座の概要】 （H30年4月現在、53講座） ◇健康・福祉・保健：介護予防講座，食育出前講座など ◇環境：環境アドバイザー派遣事業，ごみ処理見学会など ◇子育て：育児サークル・子育てサロンへの保育士派遣など ◇教育・文化・スポーツ：旭山動物園出張授業，国際理解教室出前講座，ニューススポーツ出前講座など ◇都市計画・生活基盤：バスの乗り方講座，除雪教室など ◇防災・安全：普通救命講習，高齢者交通安全教室など ◇税・制度：知っておきたい市税の話など	年 度	H26	H27	H28	H29	講座数	50	46	49	48	実施回数	1,051	990	890	951	延べ参加者数	38,191	36,395	34,117	35,167
年 度	H26	H27	H28	H29																	
講座数	50	46	49	48																	
実施回数	1,051	990	890	951																	
延べ参加者数	38,191	36,395	34,117	35,167																	
●出前講座を周知する冊子を作成，配布（H29年度）	出前講座の更なる周知を行うため，各部局で実施している出前講座の内容，詳細を一括してまとめた冊子を作成し，各支所，社会教育施設等で配布した。																				

【条文の視点での成果と課題】

◆ 情報公開

情報公開請求件数は、H27年度の352件をピークにH29年度は145件と減少傾向にある一方、H27年度からは市が保有する各種情報を二次利用可能なルールで公開するオープンデータ化の実施や、H29年度からは公文書公開請求以外の方法でも必要とする情報の提供を受けられる場合があることについてチラシを作成して周知を図るなど、情報公開と提供を一体的に推進している。今後とも行政の透明性・信頼性の向上はもとより、市民や企業等による利用促進により、市民活動や経済活動の活性化にもつながるオープンデータの内容等の充実を図る必要がある。

◆ 情報提供

情報提供については、広報誌の全世帯配布、テレビ・ラジオでの発信のほか、ホームページの開設（H11年度）、SNS（Facebook, twitter）による発信（H26年度～）とIT化に対応し、情報提供手段の多様化を図ってきた。

また、あさひかわ出前講座については、毎年度約3万5千人前後の市民が参加しているが、更なる参加拡大に向けて、これらの取組自体の周知が課題である。

さらには、市民や地域等の自主的な活動が多様化する中、市側で全ての情報を把握することは難しい側面もある。例えば、市民・地域による自主的な活動に関する情報や災害時の地域情報などを市民等が自ら広く周知する仕組みの検討が必要である。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 公平・公正・透明な市政を推進し、市民参加による協働のまちづくりを推進するためには、市が保有する情報を市民等に積極的に提供することが重要であり、引き続き、公文書の公開請求に関する相談・受付等、制度の適正な運用を行う。
- ◆ 市がH27年度から提供を開始している営利目的・非営利目的を問わず二次利用可能なオープンデータの内容の充実を適宜図り、行政の透明性の向上はもとより、協働による地域課題の解決、地域経済の活性化などにも資する情報提供の充実を推進する。
- ◆ 「新・旭川市広報広聴戦略プラン」に基づき、市民に対し、分かりやすく情報提供を行うため、引き続き、各種広報媒体を活用した情報提供の充実を図り、その効果を検証するとともに、職員の広報広聴に対する意識や技術を向上するための職員研修等の充実を図る。
- ◆ 誰もが公平・公正にサービスや情報提供を受けることができるよう、引き続き、「障がい理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」に基づく窓口対応や行政サービス等を実施する。
- ◆ あさひかわ出前講座については、内容の充実を図るとともに、多くの市民等に利用を促すため、冊子の配布先を工夫するなど効果的な周知を図る。
- ◆ 若年層などに向けた市政情報の発信、市の業務への協力の依頼、市民や地域等から市への情報提供なども含め、SNS等の機能や、地域情報紙、フリーペーパー等の媒体を活用した取組の充実に向け、検討を進める。

第13条 個人情報保護

(個人情報保護)

第13条 市民等は、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）で定めるところにより、自己に係る市が保有する個人情報の開示を請求することができる。

2 市は、市民等の基本的人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【条文の趣旨】

個人情報保護制度は、本人が自分の情報を見たり、訂正などをする権利を保障するものであり、本市では、旭川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いを行っている。

個人情報保護は、前条の情報公開と密接に関わっており、まちづくりにおいても重要であることから、まちづくり基本条例では、個人情報保護に関する市の基本的な姿勢を示している。

【主な市民等の状況（第1項関係）】

ア 旭川市個人情報保護条例に基づく個人情報開示等請求の状況

年度	H26	H27	H28	H29
件数	16	29	13	18

【市の主な取組（第2項関係）】（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）

ア 個人情報の保護、保有個人情報の開示など、旭川市個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いの実施

○「旭川市個人情報保護条例」の制定（H3年度） ○「旭川市個人情報保護条例」の全部改正（H17年度）	本市の保有する個人情報の開示等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を守ることを目的に、「旭川市個人情報保護条例」を制定した。
●保有個人情報開示に関する職員個人印の印影の取扱い変更（H29年度）	近年の裁判例や他都市の実例等を踏まえ、本市職員をはじめとする公務員の印影に関する取扱いを変更し、当該印影についても開示の対象とした。

イ マイナンバー制度²に関する個人情報保護の取組の実施

●特定個人情報保護評価の実施（H26年度～）	マイナンバー制度の導入に合わせ、市民の信頼確保と個人のプライバシー等の権利利益の侵害を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、対象人数の規模に応じた特定個人情報保護評価を実施し、結果を公表している。
------------------------	--

² : マイナンバー制度

平成25年5月に制定され、平成27年10月から施行されている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく制度であり、国民一人一人が持つ個別の番号により、社会保障・税・災害対策の分野で、様々な行政機関が持つ情報を関連づけることで、行政の効率化を図り、市民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現しようとするもの

【条文の視点での成果と課題】

◆ 個人情報保護

個人情報開示請求は、H26年度からH29年度までで76件あるが、いずれも「旭川市個人情報保護条例」に基づき適切に処理されている。今後とも裁判例や他都市の実例等も踏まえ、公正・公平に対応していく必要がある。

また、H27年度から全国で導入されたマイナンバー制度についても、法に基づき、個人情報保護に係る適正な取扱いを行っている。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 公平・公正・透明な市政の推進を図るため、引き続き、個人情報の開示請求に関する相談・受付等、制度の適正な運用を行う。
- ◆ マイナンバー制度に関する個人情報の保護については、引き続き、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保に努める。

(2) 第5章 地域主体のまちづくり

第14条 地域主体のまちづくり

(地域主体のまちづくり)

第14条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体（以下この条において「地域活動団体」という。）の活動に参加するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、相互に連携を図り、協力して地域における課題の解決又は地域の特性等をいかした活動を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

【条文の趣旨】

地域活動団体とは、町内会、市民委員会といった自治組織、地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会など地域で活動されている団体やNPO法人などであり、各団体は目的に応じて、地域に根ざした様々な公共的な活動を行うなど重要な役割を担っている。

現在、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等から、地域社会への帰属意識が希薄化し、町内会加入率の低下や地域活動の担い手の減少など、地域のコミュニティ機能が弱まってきている。

地域の結びつきを強固にしていくためには、地域で暮らす人たちが地域コミュニティの重要性を再認識し、地域における課題の特性を共有しながら、主体的に地域における活動に参加するとともに、団体同士が横のつながりを生かすなど、互いに協力しながら様々な課題解決に取り組むことができる環境づくりが重要である。

また、市はこうした活動の促進を図るため、より地域に身近なところで地域課題を把握するとともに、地域づくりに関わる市民等の相談機会の確保及び人材育成等の体制整備に努めなければならないことを規定している。

【主な市民等の状況（第1～3項関係）】

ア 町内会の状況

① 町内会の主な活動

- ・ 防犯、防災、交通安全に関する活動

防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロール、自主防災活動、交通安全の呼びかけ など

- ・ 地域福祉、青少年育成活動

敬老会、一人暮らしの高齢者への声かけ、健康づくり活動、子どもラジオ体操、非行防止のための愛のパトロール など

- ・ 環境美化活動

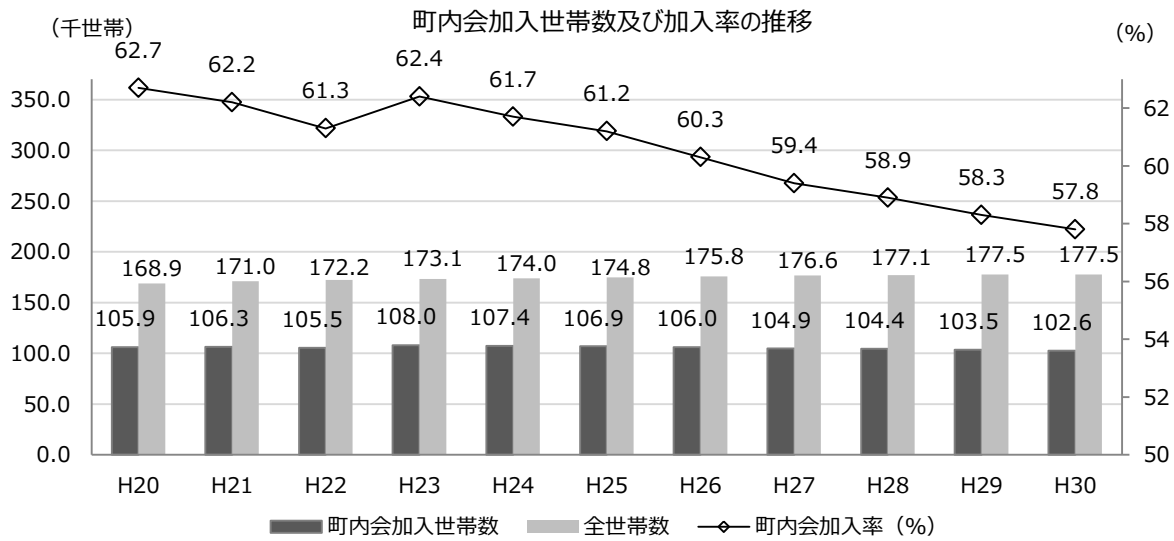
ごみステーションの設置や管理、道路や公園などの清掃、花壇の整備、廃品回収 など

- ・ 交流、広報、文化活動

夏祭り、花火大会、スポーツ大会、文化祭、広報紙の発行、情報の回覧 など

(※市HPより)

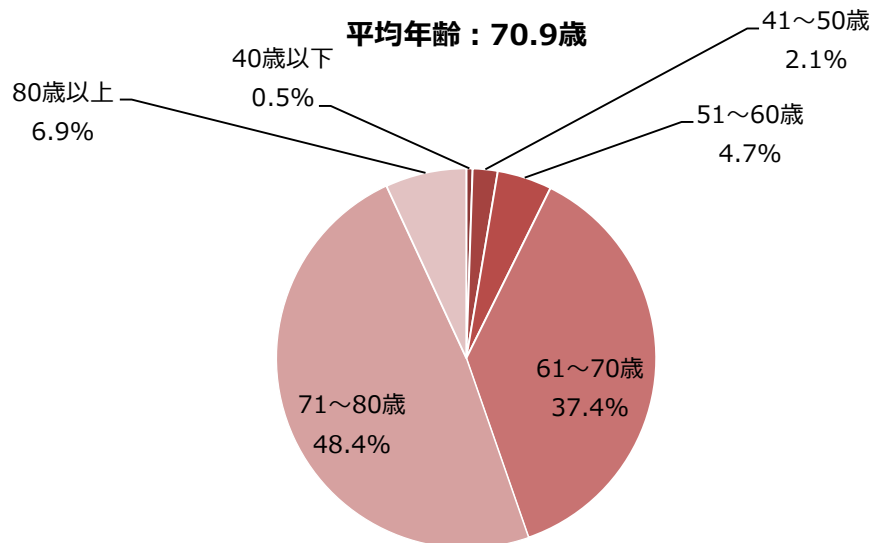
② 町内会加入率等の推移



(旭川市調、町内会加入世帯数及び加入率各年度4月1日現在、全世帯数は各年度4月1日（H25以前は3月末）現在住民基本台帳による。)

③ 平成29年度町内会・自治会調査の主な結果

・町内会長の年齢構成（回答数：752）



・町内会加入の取組

(N = 698) ※複数回答

回答	回答数	構成比 (%)	前回結果 (%)
チラシ、文書等で各世帯に加入の依頼	284	40.7	48.3
広報誌等を配布して町内会のPRを実施	175	25.1	25.7
アパートの不動産会社やマンション管理組合に対して加入促進を依頼	184	26.4	28.8
未加入世帯に対して準会員制を設けている。(街路灯、ごみステーションの実費を徴収)	395	56.6	50.8
世帯ごとではなくアパートやマンションなどを単位に定額の会費を設定	96	13.8	11.3
未加入世帯に対して、ごみステーションの利用を制限	51	7.3	7.6
その他	156	22.3	16.7
合計	1,341	192.1	189.2

・町内会が市に期待すること

(N = 650) ※複数回答

回答	回答数	構成比 (%)	前回結果 (%)
町内会活動の積極的広報	153	23.5	33.1
財政的支援の充実	275	42.3	41.6
活動拠点や施設の整備	131	20.2	20.5
町内会の運営に対する助言	82	12.6	16.2
「事業運営への技術的指導・支援の体制づくり」のための情報提供	23	3.5	5.2
「地域で町内会が諸機関・団体等と連携できる体制づくり」のための情報提供	63	9.7	10.9
市の各種施策等の決定に伴う町内会住民の参加機会の拡充	55	8.5	10.2
市業務の町内会等への移管（公的施設・公園管理など）	19	2.9	3.2
町内会活動をサポートする市職員の地域への配置	97	14.9	13.1
高齢者や身体が不自由な方等の「要援護者」支援のための情報共有化	241	37.1	27.4
町内会への回覧物の配布協力に伴う仕分け作業等の負担軽減	199	30.6	23.2
その他	104	16.0	7.7
合計	1,442	221.8	212.3

イ 市民委員会の状況

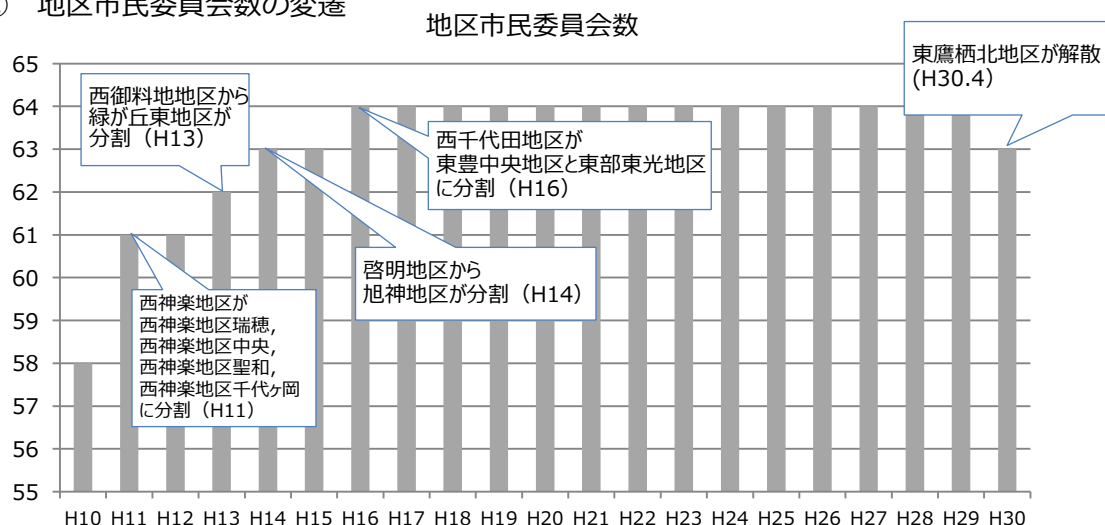
① 市民委員会の主な活動と役割（市HP参照）

- ・ 市民委員会の活動は、親睦と連帯、住民要望の反映、地域課題の発見と解決、地域内利害の調整などを主な内容とし、これらは、住民の自発的な取組による意見の集約を通じて行われ、積極的に住民と行政のパイプ役となることが市民委員会の役割の一つとなっている。
- ・ H22年度から市の補助金（市民委員会チャレンジ事業）により、地区市民委員会及び町内会・自治会が主体となり行う地域の課題解決や地域連携の促進等の活動に取り組んでいる。

【主な市民委員会チャレンジ事業の内容（H30年度）】

- ・ 世代間交流事業（レクリエーション、運動会など）
- ・ 自主防災組織の設立やその関連事業
- ・ 町内会活性化に向けた夏祭り等の地域イベント開催
- ・ 協働の除排雪による地縁組織づくり事業 など

② 地区市民委員会数の変遷



ウ 地域まちづくり推進協議会の状況

① 地域まちづくり推進協議会の設置と拡大

地域で活動する様々な団体や住民等が、地域の課題を共有し、その解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携しながら、地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを推進していくため、地域まちづくり推進協議会をH22年度に支所の7地域、H24年度に本庁の5地域に設置した。

各地域では、これまで市の地域まちづくり推進事業補助金を活用しながら、地域まちづくり推進協議会の意見を反映した各種事業に取り組んできた。

地域まちづくり推進協議会の設置数、事業数、参画した地域住民数（H26～29年度）

年度	H26	H27	H28	H29
協議会数	14 ^(※1)	14	15 ^(※2)	15
事業数	24 ⁽³⁾ ^(※3)	36 ⁽³⁾ ^(※4)	40 ⁽⁴⁾ ^(※4)	41 ⁽³⁾ ^(※4)
参画人数	813	1,059	1,379	1,384

人口規模や地域特性を考慮し、次のとおり、同協議会の所管区域を分割。

※1：東部まちづくり推進協議会を豊岡地域と東光地域に分割、神楽まちづくり推進協議会を神楽地域と緑が丘地域に分割

※2：末広・春光まちづくり推進協議会を末広地域と春光地域に分割

※3：括弧内は地域まちづくり補助金以外の補助金を活用した事業の数

※4：括弧内は補助金ゼロ事業（補助金の交付を受けずに独自に実施しているもの）の数

② 地域まちづくり推進協議会の主な取組（H29年度）

まちづくり推進協議会	事業
中央・新旭川	【囲碁による地域づくり事業】【担い手・ボランティア活動の居場所づくり事業】 【※地域の居場所づくり事業】
豊岡	【豊岡まちフェスタ開催事業】【愛あい（子どもの居場所）づくり事業】
東光	【啓明通学合宿事業】【東光地区子ども朝活事業】【東光地区特殊詐欺防止講習会事業】
北星	【北星6地区防災事業】【北星6地区地域の魅力再発見事業】
末広	【末広地域交通安全対策事業】【末広地域冬の安全安心対策事業】
春光	【自主防災体験事業】【※子どもの見守り活動（あいさつ運動）】 【春光魅力探訪図製作プロジェクト】
春光台・鷹の巣	【多世代ふれあい交流会交際事業】【高台通学合宿事業】【「子ども居場所」事業】
神居	【「神居まちづくり・再生（ルネサンス）」事業】～2事業
江丹別	【江丹別地域の魅力PR事業】
永山	【永山メディカルネットワーク事業】【永山SOSネットワーク事業】【永山地域文化保存・振興事業】 【永山南きづな推進事業】【「ながやま食べきり協力店マップ」事業】【経済活性化中長期計画策定事業】 【永山地域世代間交流事業】【エコなお食事会事業】【地域自主除排雪事業】
東旭川	【東旭川の歴史遺産や地域資源情報の収集と発信事業】 【東旭川地域の歴史の語り部から次世代への伝承】
神楽	【※こども食堂「楽こころム」】【神楽岡地区エコな地域づくり事業】【神楽地区防災訓練事業】
緑が丘	【地域ネットワークの形成による健康づくり事業】【世代間交流事業】
西神楽	【健やかライフ応援塾2017】【土のう整備、PR事業】
東鷹栖	【健康に対する意識を高める事業】【北あかり事業】

表中の※は補助金ゼロ事業（補助金の交付を受けずに独自に実施しているもの）

【市の主な取組（第4項関係）】（○は条例施行前の取組，●は条例施行後の取組）

ア 地域まちづくりを担う団体である町内会，市民委員会等の活動の促進

○町内会の加入促進	転入者への窓口におけるチラシ配布，宅建協会やマンション管理組合連合会への協力依頼，旭川市市民委員会連絡協議会との連名による加入案内リーフレットの作成，配布などを実施している。															
○地区市民委員会，市民委員会連絡協議会への支援 (Ｓ３７年度～)	住民組織活動を推進し，住みよい地域社会の形成を図るため，地区市民委員会，市民委員会連絡協議会に補助金を交付している。 また，Ｈ２２年度からは，特に地域力の向上が認められる事業を実施する地区市民委員会等に補助金（地域力向上事業補助金（市民委員会チャレンジ事業））を交付し，地域が主体的に取り組む活動を支援している。															
○地域会館建設費等の補助 (Ｓ４３年度～)	地域住民の主体的な活動の場を確保するため，地域会館の修繕や増改築，新築等を行う団体に対し，補助金を交付している。 Ｈ２７年度からは，地域会館に付属する融雪槽の設置や町内会で使用する物置の設置についても補助対象とした。 【地域会館建設費等の補助の実績】 <table><tr><td>年度</td><td>Ｈ２６</td><td>Ｈ２７</td><td>Ｈ２８</td><td>Ｈ２９</td></tr><tr><td>補助件数</td><td>５</td><td>１０</td><td>９</td><td>７</td></tr><tr><td>補助金額（千円）</td><td>２,９３８</td><td>４,４０８</td><td>４,７９７</td><td>２,９２２</td></tr></table>	年度	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	補助件数	５	１０	９	７	補助金額（千円）	２,９３８	４,４０８	４,７９７	２,９２２
年度	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９												
補助件数	５	１０	９	７												
補助金額（千円）	２,９３８	４,４０８	４,７９７	２,９２２												
●町内会・自治会調査の実施（Ｈ２９年度）	地域支援の在り方を検討する基礎資料とするため，市内１,２４４団体を対象に，町内会活動や町内会役員等の意見について調査を実施した。 ・町内会・自治会調査回答数：８２２団体															
●地域会館のアンケート調査の実施 (Ｈ２９年度)	地域支援の在り方を検討する基礎資料とするため，市内１,２４４団体を対象に，地域会館の実状について調査を実施した。 ・地域会館アンケート調査回答数：７９９団体 ・地域会館を所有していると回答した数：２９５団体															

イ 地域まちづくり推進協議会を通じた，地域で活動する団体同士の連携による活動の促進

○地域が主体的に取り組む事業を支援 (H 2 2 年度～)	地域まちづくり推進協議会で検討した課題解決に向けて，地域が主体的に取り組む事業に対し，地域まちづくり推進事業補助金を交付している。 また，地域の主体的な活動を更に促進するとともに，地域づくりの体制強化や計画的な活動を支援するため，適宜，補助制度の見直しを行っている。
----------------------------------	---

	【H26年度以後の見直し内容】 ・ H27 年度：一律配分方式と地域協働事業（地域提案型）などの手挙げ方式に再編，細分化 ・ H29 年度：地域の幅広い参画のもと，複数の事業を一本化して運用する包括型補助金モデル事業をスタート
●「旭川市地域自治推進ビジョン」の策定 (H26年度)	まちづくり基本条例が目指す市民主体，地域主体のまちづくりを更に推進するための方針として，「旭川市地域自治推進ビジョン」を策定した。 同ビジョンでは，「地域や住民が主体的に考え行動できる地域づくりの推進」に向けて，6つの基本目標のもと，取組を進めている。
●「地域まちづくり推進プログラム」の作成 (H26年度) ●同プログラムの更新 (H27年度～)	地域の特性を生かし，地域と市が協働によるまちづくりを進めていくため，それぞれの地域特性，課題，課題解決の取組などを共有することを目的に，「地域まちづくり推進プログラム（地域ごと）」を作成し，毎年度，更新している。

ウ 地域の主体的な活動，交流の拠点となる施設の設置，運営

●緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）の整備に向けた取組 (H26年度～)	健康づくり，スポーツ，生きがいづくり，防災など，地域の主体的な活動拠点として，次のとおり，緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）の整備を実施している。 ・ H26年度：建設用地を取得 ・ H28年度：基本計画を策定 ・ H29年度：実施設計を実施 ・ H30年度～H31年度：建築工事等を実施し，H31年11月中の供用開始を目指す。
●東部まちづくりセンターの設置(H27年度)	地域の活動拠点となり，地域づくりの支援とともに証明書の交付など行政サービスの提供を行う東部まちづくりセンターを設置した。 (秋の火災予防運動パネル展の様子)

●末広地域活動センターの設置（H27年度）	地域住民の交流や活動拠点となる末広地域活動センターを設置した。  （防災教室の様子）
------------------------------	--

【条文の視点での成果と課題】

◆ 地域活動団体への参加促進

町内会加入促進に向け、転入者への窓口におけるチラシ配布、宅建協会やマンション管理組合連合会への協力依頼、旭川市市民委員会連絡協議会との連名による加入案内リーフレットの作成、配布などを実施しているが、町内会加入率は低下傾向が続いており、地域の高齢化とともに町内会長の平均年齢が70歳を超えるなど役員等の高齢化、担い手不足も大きな課題となっている。

◆ 地域活動団体の活動促進

地区市民委員会についても、高齢化に伴う担い手不足が課題となっており、H30年度に1団体が解散し、現在63団体となっている。市民委員会の活動促進に向けては、活動補助金のほか、H22年度から地域力向上事業（市民委員会チャレンジ事業）を実施し、地区市民委員会及び町内会・自治会が主体となって、世代間交流や地域のお祭り、除雪や支え合いなど地域の課題解決や連携促進の活動に取り組んでいる。

今後、更に地域の高齢化が進行することが見込まれる中、市民委員会と町内会がより活動しやすい環境を整えていくことが必要である。

◆ 市による地域活動促進に係る支援（課題の把握、相談機会の確保、人材育成等）

市による地域活動促進に係る支援は、市民生活部市民活動課、地域まちづくり課を中心に、地域の課題把握、相談等に取り組み、各種支援事業の見直しや地域活動拠点の整備など充実を図っている。人口減少・少子高齢化が進行する中、人材確保については引き続き課題であり、町内会、地区市民委員会をはじめ、地域で活動する団体や住民等で構成する地域まちづくり推進協議会による世代間交流の推進などを通じて担い手の育成と連携を図ることが必要である。

【今後の方向性・考え方】

◆ 人口減少と少子高齢化が今後とも進行すると見込まれる中、まずは市民等と市がこの現実に対する認識を共有した上で、地域の安全・安心を確保し、活力を維持するため、地域で暮らす人たちが地域コミュニティの重要性を再認識し、主体的に地域における活動に参加できるよう、引き続き、市が必要な支援を行っていく。

◆ 町内会への加入促進に向けては、引き続き、宅建協会やマンション管理組合連合会に協力

を依頼し、マンション・アパート住民の加入案内に取り組む。また、各地区市民委員会との連携により町内会加入案内に努めるほか、地域への支援を通じて町内会活動の維持・活性化の取組も連携を図るなど、地域で活動する団体同士が横のつながりを生かし、互いに協力しながら様々な課題解決に取り組むことができる環境づくりに努める。

- ◆ 地域の新たな活動拠点となる緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）については、地域主体による管理運営体制を構築する。また、「旭川市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、地域と行政との連携や既存施設の利活用などを図りながら、地域住民の活動や交流の場の確保に努める。

(3) 第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第15条 行政手続

(行政手続)

第15条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにしなければならない。

【条文の趣旨】

行政手続法では、行政機関が行政処分など公権力を行使する際に行う、聴聞、公聴会、諮問など、行政手続の一般的なルールが定められている。

また、旭川市行政手続条例の第1条では、「この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。」と定められている。

まちづくり基本条例では、市民等及び市がまちづくりを行う上で基本となる行政手続について、市の基本的な姿勢を示している。

【市の主な取組】（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）

ア 旭川市行政手続条例に基づく行政手続に関する取組の実施

○「旭川市行政手続条例」の制定（H11年度）	処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的に、「旭川市行政手続条例」を制定した。
●行政手続における許認可等の審査基準及び不利益処分基準の全庁的な点検（H26、28年度）	行政手続における許認可等の審査基準及び不利益処分の全庁的な点検を実施し、その結果に基づき修正した審査基準の公表を行った。

【条文の視点での成果と課題】

◆ 行政手続

行政手続については、まちづくり基本条例の制定後も許認可等の審査基準及び不利益処分の全庁的な点検、その結果の公表など、公正の確保と透明性の向上を図っている。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、各課が設定し、公表している行政手続に関する審査基準やその運用状況等を定期的に点検し、必要に応じ、審査基準等の見直しを行う。

第16条 公正な職務の執行の確保

(公正な職務の執行の確保)

第16条 市は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号）で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

【条文の趣旨】

法令遵守とは、事業活動や行政活動において法律などを遵守すること、広くは倫理や道德などの社会的規範を守って行動することをいう。

市では、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例を制定し、職員の責任として果たすべき事柄を明記するとともに、公益通報制度を設け、市役所内部の不正行為等を未然に防止又は早期に是正することとしている。

また、いわゆる「口きき」、「働きかけ」や暴力行為等による不当な要求は、拒否し、屈しないという基本姿勢を明らかにし、公平公正で透明な市政運営を推進することとしている。

法令遵守については、市職員のみならず市民等、企業など全体で取り組んでいかなければならないことから、まちづくり基本条例では、法令遵守について、市の基本的な姿勢を示している。

【市の主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく法令遵守、公正な職務の執行の確保に関する取組の実施

○「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」の制定（H19年度）	職員の法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民に信頼される公平、公正で透明な市政を確立し、もって市民の利益の増進を図ることを目的に「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」を制定した。
●執務室への入室の制限の徹底（H26年度～）	企業との適切な関係を確保し、公平、公正な公務執行のため、企業関係者の執務室への入室の制限を徹底している。
●コンプライアンスマネージャーの新設（H27年度）	不当要求行為に適正に対応するため、警察OBの嘱託職員をコンプライアンスマネージャーとして任用し、不当要求行為に対応する職員への相談、援助の体制を整備した。
●総務部人事課にコンプライアンス担当を設置（H29年度）	庁内における法令遵守を徹底させるため、人事課にコンプライアンス担当を設置し、職員の倫理意識の高揚や適正な事務執行の確保、不当要求行為の排除のための取組を組織的に実施している。
●法務担当コンプライアンスマネージャー（弁護士）の任用（H29年度）	法務担当コンプライアンスマネージャーとして弁護士を任用し、事務執行に関わる法的な相談や不当要求行為への対応に関する相談を個別に行っているほか、不当要求行為に対する全庁的な対応方針の策定に関する技術的な助言やコンプライアンス研修の実施により、組織的な法令遵守の体制強化に寄与している。

●コンプライアンスハンドブックの作成 (H29年度)	公務員の責務や行動規範をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成した。 全職員に周知し、研修等で利用することで職員倫理の再認識に役立てている。
●対応困難事例の組織的対応要領の策定 (H29年度)	不当要求行為等を伴う対応困難事例に対する組織的な対応方法を整理し、全庁に周知した。 組織的な対応方針を整理することにより、職員の安心と公正な職務執行を確保している。

【条文の視点での成果と課題】

◆ 法令の遵守の推進，市政における公正な職務の執行確保

公正な職務の執行確保については、H19年度に制定した「旭川市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく取組を進めているところであり、まちづくり基本条例の制定後についても、総務部人事課内にコンプライアンス担当を設置し、コンプライアンスマネージャーの任用、対応困難事例の組織的対応要領の策定などによる不当要求行為等に対する体制の強化、また、コンプライアンスハンドブックの作成、配付による公務員の責務や行動規範の職員への周知など、法令の遵守の推進、市政における公正な執行の確保に努めている。

【今後の方向性・考え方】

◆ 公平、公正で透明な市政を確立し、市民等の利益の増進を図るため、引き続き組織の法令遵守を推進するための取組を行っていく。

第17条 計画的な市政運営

(計画的な市政運営)

第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。

3 前項に規定する総合的な計画の策定に当たっては、その基本的事項について議会の議決を得なければならない。

4 市は、市政運営に当たっては、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

【条文の趣旨】

この条例でいう「総合的な計画」とは、まちづくりにおける最上位の計画である総合計画を指している。

以前は、市町村がその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想については、地方自治法第2条第4項で市議会の議決を経て定めることが義務付けられていた。

平成23年の地方自治法改正により策定義務がなくなり、現在は、市町村の判断に委ねられることになったが、本市では、総合的かつ計画的に市政運営を行うことが重要であると考え、まちづくり基本条例において総合的な計画を策定する根拠を示し、その基本的事項については、議会の議決を得て定めることとした。

また、財政運営とは、国又は地方公共団体が、必要な財源を確保し、管理・処分することであり、市には計画的で健全な財政運営に努める責務があることを規定している。

【市の主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 総合計画の策定

○総合計画の策定 (S31年度～)	①大旭川建設計画(S31～41年度) ②旭川市域まちづくりの方向(S40～50年度) ③旭川市総合開発計画(S47～55年度) ④旭川市総合開発計画(S54～62年度) ⑤旭川市新総合開発計画(S61～H7年度) ⑥第6次旭川市総合計画(H8～17年度) ⑦第7次旭川市総合計画(H18～27年度)
●第8次旭川市総合計画 の策定(H27年度)	まちづくり基本条例に基づく初めての総合計画として、第8次旭川市総合計画(H28～39年度)を策定した。

イ 総合計画の進行管理、効果的な推進が図られているかについて評価・検証

●第8次旭川市総合計画 に基づく取組の推進 (H28年度～)	H28年度から第8次旭川市総合計画がスタートし、「こども」、「しごと」、「地域」に視点を当てた重点テーマを設定し、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けた取組を推進している。
--------------------------------------	--

●第8次旭川市総合計画の進行管理 (H28年度～)	第8次旭川市総合計画は、毎年度、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っている。なお、基本計画は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、H30年度から、当該見直しに係る検討を開始している。
------------------------------	--

ウ 行財政改革推進プログラムの策定、同プログラムに基づく財政運営

○「旭川市行財政改革推進プログラム」の策定 (H15年度) ○「旭川市財政健全化プラン」の策定 (H17年度)	厳しい財政状況を克服して地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、H15年度に「旭川市行財政改革推進プログラム」を策定し、H18年度及びH22年度に改訂を行った。 また、本市に見合った財政基盤を確立する柱としてH17年度に「旭川市財政健全化プラン」を策定し、H18年度に改訂を行った。 H20年度には、税収入等が見込みより減少し、義務的経費が増加したことなどにより、「新旭川市財政健全化プラン」を策定した。
○「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」の策定 (H25年度)	「旭川市行財政改革推進プログラム」及び「旭川市財政健全化プラン」の一体管理等のため、「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」を策定し、効果的に取組を進めた。
●「旭川市行財政改革推進プログラム2016」の策定 (H28年度)	H28年度に、第8次旭川市総合計画の策定とその基本計画の期間に合わせ、「旭川市行財政改革推進プログラム2016」を策定した。(詳細第18条)

エ 財政の健全化に向けた取組の実施

○『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」の策定 (H16年度)			「受益と負担の適正化」の実現に向け、サービスを利用し利益を受ける方と利益を受けない方との負担の公平性を確保する観点から、『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」を策定した。		
○使用料、手数料の改定 (H17年度) 【主な改定の内容】 ①使用料			『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」に基づき、使用料、手数料を改定した。		
区分	改定の内容	施設数	主な施設名		
専用使用料	増額改定	44	神楽福祉センター（市民福祉館），農村地域センター，公民館，総合体育館，忠和公園体育館など		
	減額改定	5	旭川市民生活館，近文生活館など		
	無料化	1	若者の郷テニスコート		
	有料化	1	花咲スポーツ公園（軟式野球場）		
	施設の廃止	1	東鷹栖社会福祉会館		
個人使用料	増額改定	7	いきいきセンター新旭川，近文市民ふれあいセンター（高齢者交流センター），花咲スポーツ公園（陸上競技場）など		
	有料化	16	忠和公園体育館，総合体育館，大雪アリーナ，花咲スポーツ公園プール，末広市民プール，花咲スポーツ公園スケート場，東部スケートリンク，彫刻美術館，博物館など		
	その他	2	近文市民ふれあいセンター（温水プール）（高齢者の年齢見直し） 忠和公園多目的コート（個人使用の利用形態の廃止）		

②手数料		
改定の内容	項目数	項目名
増額改定	102	印鑑登録証明, 身分証明, 住民票の写し, 建築物の確認申請, はかりの計量, 保健所水試験検査, 工芸センター試験検査など
減額改定	12	工業技術センター試験検査, 工芸センター試験検査など
廃止	37	工業技術センター試験検査, 工芸センター試験検査など
新設	5	不在住・不在籍証明, 自動車保管場所使用承諾証明など
●『『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針（改訂版）』の策定（H29年度）		「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」の策定から12年が経過し, 本市を取り巻く状況等が変化していることから, 必要な見直しを行い, 改訂版を策定した。
●使用料, 手数料の見直しに向けた検討（H30年度～）		「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針（改訂版）」に基づき, 使用料, 手数料の見直しに向けた検討を行っている。

【条文の視点での成果と課題】

◆ 総合計画の策定, 総合計画に基づく市政運営

本市では, S31年度に策定した「大旭川建設計画」以来, 総合計画を策定し, 総合的かつ計画的に市政運営を行ってきたが, H23年の地方自治法の改正により, 総合計画の策定は市町村の判断に委ねられることとなった。

H27年度に策定した「第8次旭川市総合計画」は, まちづくり基本条例の制定後に, 同条例の規定に基づき初めて策定した総合計画であり, 現在は, 同計画に掲げる目指す都市像のもと, 総合的かつ計画的な市政の運営を図っている。

◆ 計画的で健全な財政運営

「第8次旭川市総合計画」の施策の着実な推進及び財政面の補完を目標として, H28年度に策定した「旭川市行財政改革推進プログラム2016」に基づき, 行財政改革を集中的に実施している。

まちづくり基本条例の制定後, 市債残高（一般会計建設事業等債）は, 1,335億円（H26年度）から1,201億円（H29年度）に減少している一方で, 財政調整基金残高が, 64億円（H26年度）から39億円（H29年度）に減少しており, 財政の健全化に向けた取組を継続していく必要がある。

【今後の方向性・考え方】

◆ 人口減少・少子高齢化, 地域経済の活性化, 厳しい財政状況など本市を取り巻く課題のほか, 社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し, 効果的・効率的な施策や事業を実施していくためには, 第8次旭川市総合計画における施策等を適宜, 評価・検証し, 必要に応じて見直しを図る必要がある。そのため, 第1期の基本計画の期間が終了するH31年度に向けて, 旭川市総合計画審議会を設置し, 評価・検証を行い, 必要に応じて基本計画の改訂について審議する。

◆ 今後とも社会経済情勢等の変化を踏まえながら, 行財政改革の取組を推進し, 計画的で健全な財政運営に努める。

行財政改革推進プログラムについては, 計画の実効性を高めるため, 第8次旭川市総合計画基本計画の見直しに合わせ, 見直しを検討する。

第18条 行政改革等

(行政改革等)

第18条 市は、社会経済情勢及び市民等の行政に対する需要の変化に的確に対応し、効果的で効率的な市政を推進するため、常に事務事業の見直しその他の行政改革に努めなければならない。

2 市は、行政組織の編成に当たっては、分かりやすく機能的で相互の連携が確保されたものとなるよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

市政運営に当たっては、限られた財源や人的資源を効果的に活用することが不可欠であるため、市は、社会経済情勢や市民等の行政に対する需要（市民ニーズ）の変化に的確に対応するとともに、常に施策や事業の見直しなどの行政改革に努めなければならないことを定めている。

また、行政組織の編成に当たっては、部局間の連携が図られ、市民等にとって分かりやすく機能的な組織の編成に努めることを規定している。

【市の主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 行財政改革推進プログラムに基づく効果的かつ効率的な市政の推進

○「旭川市行財政改革推進プログラム」の策定（H15年度）	厳しい財政状況を克服して地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、H15年度に「旭川市行財政改革推進プログラム」を策定し、H18年度及びH22年度に改訂を行った。また、本市に見合った財政基盤を確立する柱としてH17年度に「旭川市財政健全化プラン」を策定し、H18年度に改訂を行った。H20年度には、税収入等が見込みより減少し、義務的経費が増加したことなどにより、「新旭川市財政健全化プラン」を策定した。
○「旭川市財政健全化プラン」の策定（H17年度）	
○「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」の策定（H25年度）	「旭川市行財政改革推進プログラム」及び「旭川市財政健全化プラン」の一体管理等のため、「旭川市行財政改革推進プログラム三訂版」を策定し、効果的に取組を進めた。
●「旭川市行財政改革推進プログラム2016」の策定（H28年度）	H28年5月に、第8次旭川市総合計画の策定とその基本計画の期間に合わせ、「旭川市行財政改革推進プログラム2016」を策定した。 同プログラムのH30年度当初時点での達成率は11.0%であり、「予定どおり進んでいる」を加えると89.8%である。財源確保額についても、59億7千万円の目標に対して、H30年度当初予算時点で54億1千万円を確保した。

イ 事務事業や行財政改革の状況を自ら評価する「行政評価」の実施

○行政評価の実施（H12年度～）	本市が実施する事務事業又は行財政改革の状況について客観的に評価、点検を行い、その結果を今後の改善や見直しに反映させるため、毎年度、本市の行政運営等において重要なテーマを選定の上、行政評価を実施している。 【H26年度以後の行政評価の実施状況】 H26年度：来庁者用駐車場の管理方法、職員用駐車スペース、市営住宅駐車場、勤労青少年ホーム、支所機能等の強
------------------	---

	化, 市立保育所給食調理業務の委託, 学校給食の提供の在り方の検討 H27年度: 電子入札の導入, ふれあい収集実施体制, 除雪・道路維持管理委託, 留守家庭児童会の運営負担金, 予防事務手数料等, 上下水道料金の減免 H28年度: 補助金等(252本)の見直し H29年度: 第8次旭川市総合計画推進計画の展開施策から, 子育て支援施策及び高齢者福祉施策を行政評価の対象とし, とともに事業費の上位7事業を選定 H30年度: 公の施設を対象とし, 正職員が常駐する施設を中心に68施設を選定
--	---

ウ 機構改革や組織の見直しによる分かりやすく機能的な組織の編成

○組織改正の実施	市民にとって分かりやすく, 機能的な組織とするため, 次のとおり, 部を新設するなど組織の編成を行っている。 H20年度: 税務部, 子育て支援部の新設等 H26年度: 防災安全部の新設 H28年度: 地域振興部の新設 H30年度: 観光スポーツ交流部の新設
----------	--

【条文の視点での成果と課題】

◆ 行政改革

行政改革については, 平成28年度に策定した「旭川市行財政改革推進プログラム2016」に基づく取組を進めているところであり, 同プログラムに掲げる128の取組項目のうち, H30年度当初時点で14の取組において実施済み, 100の取組において予定どおり進捗しており, 効果的かつ効率的な市政運営を図っている。

また, 行政評価については, まちづくり基本条例の制定後についても継続して実施しており, 本市が実施する事務事業等について, 外部評価も得ながら評価, 点検を行い, 評価結果を各事業や取組に反映させている。

◆ 行政組織の編成

行政組織の編成については, まちづくり基本条例の制定後も, 機構改革による部の新設のほか, 社会経済情勢等を踏まえ, 課の業務内容や名称の変更等を適宜実施し, 市民にとって分かりやすく機能的な組織の編成に向けた取組を継続している。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 第8次旭川市総合計画基本計画の見直しに合わせ, 社会経済情勢の変化を踏まえ, 計画的で健全な財政運営に継続して取り組むため, 行財政改革推進プログラムの見直しを検討する。
- ◆ 効果的で効率的な市政を運営するため, 引き続き, 行政評価を実施し, その結果を事務事業の改善や見直しに反映させる。
- ◆ 社会経済情勢や市民等のニーズの変化を踏まえ, 市民等にとって分かりやすく, 機能的な組織の編成を目指す。

第19条 危機管理

(危機管理)

第19条 市は、市民等の安全と安心を確保するため、災害、事故その他の危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市は、危機の発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力して速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。

3 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

近年、国内では、東日本大震災、北海道胆振東部地震や豪雨による自然災害が多発し、被害も甚大なものとなっている。本市においても、豪雨や大雪などの災害に見舞われるなど、災害はいつ私たちの暮らしを脅かすかわからない状況である。また、これらの災害はもとより、事件や事故、食中毒や新型インフルエンザなどの感染症のまん延等の緊急事態にも対応できる危機管理体制を構築する必要がある。

この条例でいう「危機」とは、災害、事故その他の危機としており、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある事態などを想定しており、市は、市民等の安全と安心を確保するため、危機発生に備えて体制の充実や強化を図る責務があること、危機の発生時には市民等や各関係機関と連携を図り迅速に状況を把握し対策を講じる責務があることを定めている。

また、市民等は、危機発生時には自らの安全の確保を図り、相互に助け合うとともに、危機に対して日頃から備えることについて規定している。

【主な市民等の状況（第3項関係）】

ア 自主防災組織率（（自主防災組織が結成された地域の世帯数／全世帯数）×100）

年度	H26	H27	H28	H29
自主防災組織率（%）	56.5	61.3	61.5	62.3

イ 住民防災組織の活動回数

年度	H26	H27	H28	H29
回数	2.5回	2.3回	2.4回	2.3回

ウ 避難場所、避難所の認知度（市民アンケート調査）

年度	H26	H27	H28	H29
認知度（%）	－	30.1	－	32.8

【市の主な取組（第1項、第2項関係）】（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）

ア 災害、事故等の危機の発生時に対応できる体制の整備

○「旭川市地域防災計画」の策定 (S38年度)	地域における防災に関し、予防活動、応急対策活動、復旧活動等の一連の災害対策を実施するに当たり、市、防災関係機関、市民及び事業所がその全力をあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的に「旭川市地域防災計画」を策定した。
----------------------------	--

●「旭川市地域防災計画」の改訂（H 2 7 年度）	H 27年度に、国が全国どこでも起こり得る地震として挙げているマグニチュード6.9の旭川市直下仮想地震を想定地震として、被害想定を見直した計画に改訂した。
○「旭川市水防計画」の策定（H元年度）	旭川市域における河川等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的に「旭川市水防計画」を策定した。
○「旭川市国民保護計画」の策定（H 1 9 年度）	武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進することを目的に「旭川市国民保護計画」を策定した。
○「旭川市危機管理基本方針」の策定（H 2 0 年度）	危機の発生を未然に防止することなどの平常時の対策、危機の発生時の対応及び事後対策を推進する上で、本市が取り組むべき基本的な事項について定めることを目的に「旭川市危機管理基本方針」を策定した。
●防災安全部の新設（H 2 6 年度）	災害等への迅速かつ適切な対応が図られるよう、自然災害への対応に加え、危機管理の統括的な役割も併せ持つ、市民生活の安心、安全を守るための部署として、防災安全部を新設した。
●「旭川市防災基本条例」の制定（H 2 6 年度）	防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちの実現を図ることを目的に、旭川市防災基本条例を制定した。
●「旭川市業務継続計画－大規模災害発生時－」の策定（H 2 9 年度）	大災害発生時に市が担う災害復旧や被災者対応等の「応急業務」と通常業務で継続優先度の高い「非常時優先業務」をあらかじめ選定し、被災状況下でも市民生活や財産等への影響を最小限にとどめ、一刻も早い災害からの復旧、復興を目指すことを目的に「旭川市業務継続計画－大規模災害発生時－」を策定した。

イ 災害時の要配慮者支援に向けた取組の実施

●避難行動支援者名簿の整備（H 2 7 年度～）	災害時の避難支援が円滑に行われるよう、災害時の避難に支援を必要とする方の名簿を作成し、町内会等の避難支援等関係者に対して情報の提供を行っている。また、避難行動要支援者名簿については、毎月、更新するとともに、平常時から支援体制に活用するため、外部提供に係る本人の意思確認を行っている。
●福祉避難所の指定等に係る協定の締結（H 3 0 年度）	災害発生時に福祉避難所として要配慮者の受入やその移送、又は人材派遣の協力を得られるよう、協定締結中のあかしあ労働福祉センター、旭川社会福祉施設協議会、道北勤労者医療協会に加

	え、新たに中小企業大学校旭川校と福祉避難所の指定等に係る協定を締結した。
--	--------------------------------------

ウ 新型インフルエンザなど感染症の対策の実施

○「旭川市新型インフルエンザ対策行動計画」の策定（H17年度）	強毒型の新型インフルエンザ等の発生への懸念がある中、これらの感染症の脅威から市民を守り、安全・安心を確保することを目的に、H17年度に「旭川市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、H21年度に改訂を行った。
○「旭川市新型インフルエンザ対策行動計画」の改訂（H21年度）	
●「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定（H28年度）	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

エ 危機の発生時における市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体との連携

○防災に関する協定の締結	災害の発生時等に相互に協力し、災害対策を迅速に行う等のため、次のとおり、民間企業等、国及び他の地方公共団体との防災に関する協定を締結している（平成30年6月25日現在）。		
	種類	協定数	内容
	行政機関関係	12	災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 など
	情報・広報対策関係	4	災害時における緊急放送に関する協定 など
	医療救護対策関係	6	災害時の医療救護活動に関する協定 など
	物資等供給対策関係	14	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定 など
	燃料供給対策関係	2	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書 など
	建築土木対策関係	10	災害時における応急対策業務に関する協定 など
	輸送対策関係	5	災害時における緊急輸送等に関する協定 など
	他の応急対策関係	8	災害時の救護活動に関する協定 など
	避難所等の協力関係	12	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書 など
	その他	5	防災啓発情報等に関する協定書 など
	合計	78	—
【協定の主な実績】			
年度	災害	内容	協定の相手方
H28	台風	応急生活物資の供給	生活協同組合コープさっぽろ、MEGAドン・キホーテ旭川店 イオン北海道株式会社
H30	豪雨	応急生活物資の供給	マックスバリュ北海道株式会社、イオン北海道株式会社
		バスによる緊急輸送の協力	道北バス株式会社
	胆振東部地震	応急生活物資の供給	マックスバリュ北海道株式会社、イオン北海道株式会社

【条文の視点での成果と課題】

- ◆ 危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化
これまでの取組に加え、まちづくり基本条例の制定後、危機管理の統括的な役割を持つ部署として、防災安全部を新設し、危機管理に関する組織体制を整備したほか、近年、多発する自然災害等に対応するための各種計画の策定、改訂を適宜行っており、これらの計画に基づき、危機の発生に対応できる体制、機能の充実を図っている。
- ◆ 危機の発生時における市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体との連携
危機の発生時に協力し、迅速な対応を行うため、民間企業や国、道などの行政機関などと様々な分野において防災に関する協定を締結し、連携を図っている。
まちづくり基本条例の制定後も新たに22件の協定を締結し、危機の発生時に連携体制の強化を図っている。
- ◆ 市民等の危機管理
まちづくり基本条例の制定後、自主防災組織率は60パーセントを超え、市民等や地域において、危機に備える意識は高まってきているといえる。
また、避難場所、避難所の認知度についても、まちづくり基本条例の制定後、着実に増加してきているが、更なる認知度の向上を図るなど、市民等や地域への危機管理に関する意識の浸透が必要である。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 災害時の避難に支援を必要とする方を含め、全ての市民等の安全と安心を確保するため、引き続き、「旭川市防災基本条例」や「旭川市地域防災計画」等の各種防災に関する計画、「旭川市国民保護計画」，「旭川市危機管理基本方針」等に基づき、市民等や各関係機関との連携を図り、北海道胆振東部地震など、これまでの災害等への対応に係る検証を適宜実施し、その結果を効果的に反映しながら、平常時から危機に備え、危機発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図る。
- ◆ 「旭川市業務継続計画－大規模災害発生時－」については、防災訓練等により顕在化する課題の反映や防災に対する新たな考え方を取り入れるなど、適宜、適切な見直しに努める。
- ◆ 危機の発生に備え、市民等には、引き続き、避難場所、避難所の認知度の向上をはじめ、危機に対する意識や安全確保に関する意識の浸透に係る取組を進めるとともに、自主防災組織の育成や活発化など、市民等や地域が自ら危機に対応できる体制の充実及び強化を図る。
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等を必要に応じて見直していくとともに、他の感染症の対策についても、手順の見直しや訓練の実施により、危機発生時に速やかに対応できるよう備える。

(4) 第7章 広域連携によるまちづくり

第20条 他の機関との連携及び拠点性の発揮

(他の機関との連携及び拠点性の発揮)

第20条 市は、国及び北海道と連携を図り、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、北北海道における拠点性を発揮するとともに、他の地方公共団体と連携を図り、協力して広域的な課題の解決を図るよう努めるものとする。

3 市は、国内及び国外の都市等と連携し、友好的な交流の推進や共通する課題の解決を図るよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

少子高齢化・人口減少の進行や地域経済の低迷などが大きな課題となっている中、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応していくためには、地域の資源や魅力を最大限に活用し、圏域全体で連携していくとともに、国や北海道などの関係機関との協力関係を深めていくことが重要であり、市は、国や北海道と連携してまちづくりに取り組む必要があること、単独では解決が困難な広域的な課題などについては複数の地方公共団体が協力・連携しながら課題解決や地域の発展のために取り組んでいく責務があること、また、本市が北北海道における拠点性を発揮し圏域全体の発展を目指していくことが重要であることを規定している。

さらに、本市が国内外の都市等と交流を深め、連携・協力を図ることにより、互いのまちの更なる活性化と発展につなげていくよう努めることとしている。

【市の主な取組（○は条例施行前の取組、●は条例施行後の取組）】

ア 上川中部定住自立圏連携事業の実施など広域行政の推進

○上川中部定住自立圏協定の締結 (H22年度)	地域全体における人口定住を促進するために、圏域として必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った本市と周辺の市町村（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町）が協定を締結した。
●旭川地域企業誘致東京サテライトオフィスの設置 (H26年度)	首都圏から旭川地域への企業立地の促進を図るため、本市、鷹栖町、東神楽町及び東川町の1市3町が共同でサテライトオフィスを設置し、旭川地域の立地環境や優遇制度、事業用地の紹介、UIJターンを希望する方の相談などを行っている。
●消防の広域化 (H26年度)	広域化によるスケールメリットを生かし、災害の大規模化、救急需要の増加、市民ニーズの多様化などに対応するため、本市、鷹栖町及び上川町による消防の広域化を実施している。
●道北ビジネスプランコンテスト開催協議会の設立 (H27年度)	道北地域における起業・創業等を促進することを目的として、本市、稚内市、名寄市、士別市、留萌市、富良野市、鷹栖町、東神楽町及び東川町の6市3町で開催協議会を組織し、道北ビジネスプランコンテストを実施している。
●サハリン経済交流促進協議会の設立 (H28年度)	道北の各市の連携を基本として、幅広い地域との協力関係を構築しながら、ロシア国内で最も経済活動が活発になっているサハリン州内の各自治体との経済交流の促進等を図り、各地域の物産

	の販路拡大や食文化の交流，稚内－コルサコフ航路の維持・充実による相互の地域活性化を目的として設立し，ユジノサハリンスク市における道北物産展などの事業を実施している。
●行政不服審査会事務の受託 (H28年度)	行政不服審査法に基づく第三者機関を効率的に運営するため，鷹栖町，当麻町，比布町，愛別町，上川町，大雪浄化組合及び愛別町外3町塵芥処理組合から事務を受託している。
●子育て支援員研修の実施 (H28年度)	子ども・子育て支援新制度において実施される教育・保育や放課後児童クラブ等，子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため，「子育て支援員」の養成を図る「子育て支援員研修」を本市で実施し，上川管内関係自治体及び深川市(15市町村)との広域運用により関係自治体からの受講者の受入れを行っている。
●JR富良野線連絡会議の設立 (H29年度)	地域住民にとって重要な生活の足であり，観光においても主要な公共交通としての役割を担っているJR富良野線の維持確保に当たり，沿線自治体による相互の連絡，意見交換，連携を図ることを目的に設立し，利用実態調査や利用促進に係る取組を実施している。
●上川中部地域ジオパーク構想準備会の設立 (H29年度)	広域のジオパーク構想を進めるため，本市，鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，愛別町，上川町及び東川町の1市7町並びに市民団体を構成員とした準備会を設立。日本ジオパークネットワークの準会員となり，認定に向けた課題を探るとともに，観察会やフォーラム等を開催し，認定に向けた機運の醸成に努めている。
●(一社)大雪カムイミインタラDMOの設立 (H29年度)	旭川市及び近隣1市7町の自治体並びに観光協会にて，(一社)大雪カムイミインタラDMOを設立。観光地経営の視点に立ち，データに基づくマーケティングと検証，自治体の枠を超えた連携，地域内経済循環の創出などに取り組んでいる。

イ 本市が拠点性を発揮し，圏域全体の活性化を推進

○「上川中部圏地方拠点都市地域基本計画」の策定 (H7年度)	圏域が有する豊かな自然環境，特色ある地域資源及び地理的特性を生かし，魅力あふれる地方拠点都市地域の形成を目指す視点から，「上川中部圏地方拠点都市地域基本計画」を策定した。
●「上川中部圏地方拠点都市地域基本計画」の改訂 (H26年度)	また，H26年度には，企業立地拠点の整備等にかかわる改訂を行った。

ウ 姉妹都市，友好都市との交流など，国際交流，都市交流の推進

○姉妹都市の提携	①ブルーミントン・ノーマル両市(アメリカ) ブルーミントン市：昭和37年10月11日 ノーマル市：昭和62年7月7日
----------	--

	②水原市（韓国）：平成元年10月17日
○友好都市の提携	①ユジノサハリンスク市（ロシア）：昭和42年11月10日 ②哈爾濱市（中国）：平成7年11月21日
●水原市姉妹都市提携25周年記念事業の実施（H26年度）	水原市姉妹都市提携25周年記念事業として、旭川市代表団が水原市を訪問し記念式典に出席したほか、食文化紹介訪問団、文化芸能団を含む市民訪問団が水原市を訪問した。
●南さつま市との姉妹都市提携（H27年度）	旭川冬まつり、北の恵み 食べマルシェ、吹上浜砂の祭典（南さつま市）、青少年の交流、市職員の人事交流などを通じ、本市と長年にわたって交流のあった南さつま市と、国内で初の姉妹都市を提携した（平成27年5月3日）。
●哈爾濱市友好都市提携20周年記念事業の実施（H27年度）	哈爾濱市友好都市提携20周年事業として、代表団を受け入れ、記念式典を行ったほか、中華料理紹介事業、医療観光促進事業、青少年スポーツ交流事業を実施した。
●ブルーミントン・ノーマル両市姉妹都市提携55周年記念事業の実施（H29年度）	ブルーミントン・ノーマル両市姉妹都市提携55周年記念事業として、ブルーミントン・ノーマル両市の市長をはじめとする訪問団を受け入れ、記念式典を実施した。
●ユジノサハリンスク市友好都市提携50周年記念事業の実施（H29年度）	ユジノサハリンスク市友好都市提携50周年記念事業として、市長をはじめとする代表団がユジノサハリンスク市を訪問し記念式典に出席した。芸能交流訪問団がユジノサハリンスク市にて記念コンサートを開催するとともに、記念式典にて演奏したほか、青少年音楽団、青少年文化交流訪問団の受入れ、青少年レスリング訪問団の派遣、食文化紹介事業、国際交流少年サッカー大会を実施した。

【条文の視点での成果と課題】

◆ 国及び北海道との連携

本市のまちづくりの推進に係る国や道との連携については、総合計画をはじめ本市の各種計画の策定等に職員が参画し、また国や道の各種計画等の策定や見直しなどの際には、本市から意見を聴取するなど、相互に情報を交換しながら取り組んでいる。

また、経済や観光、交通、防災など広域的な調整が必要な施策についても国や道と連携して取り組んでいる。

人口減少の抑制に向けた子育て支援の充実や地域経済の活性化、交通体系の維持、災害発生時の対応など、国や道との連携の重要性は増しており、人材交流などを含め、常時、情報や意見を交換していく必要がある。

◆ 他の地方公共団体と連携

H22年度に、本市が中心市となり、生活圏や経済圏をともしする上川中部圏域の周辺自

治体との間で「定住自立圏形成協定」を締結したほか、まちづくり基本条例の制定後も、H26年度には鷹栖町、東神楽町及び東川町と共同による旭川地域企業誘致東京サテライトオフィスの設置や上川町及び鷹栖町との消防広域化の実施、H29年度には（一社）大雪カムイミンタラDMOの設立による広域観光の推進など、様々な連携を図ってきている。

また、道北ビジネスプランコンテストや北の恵み 食べマルシェの開催など、道北圏域との連携も進めており、今後についても、北北海道の更なる活性化に向けて、本市の拠点性を更に発揮していく必要がある。

◆ 国内及び国外の都市等と連携

国外の姉妹友好都市との連携については、青少年の派遣・受入事業（各市）、職員相互派遣事業（水原市）などの交流を継続しているほか、まちづくり基本条例の制定後も、H26年度には水原市、H27年度には哈爾濱市、H29年度にはブルーミントン・ノーマル両市及びユジノサハリンスク市とそれぞれ姉妹友好都市の提携の周年記念事業を実施している。

また、国内においても、H27年度に、長年にわかって交流のあった南さつま市と国内の都市では初めて姉妹都市を提携したところであり、国内及び国外の都市と連携し、友好的な交流を推進している。

【今後の方向性・考え方】

- ◆ 本市を中心に生活圏や経済圏を同じくする周辺自治体と相互に連携することにより、圏域全体の活性化を図るため、引き続き、定住自立圏形成協定に基づく連携事業を実施する。
- ◆ 地域経済の活性化や住民生活の向上を推進するため、北北海道の自治体との一層の連携を図る。
- ◆ 経済や観光、交通、防災など広域的な調整が必要な施策については、北北海道はもとより、北海道全体における本市の役割も踏まえながら、引き続き、国や道との効果的な連携を図る。
- ◆ まちの更なる活性化と発展につなげるため、国内及び国外の姉妹友好都市等との交流を一層推進し、連携の強化に努める。

4 まちづくり基本条例に関連が深い附属機関からの意見について

まちづくり基本条例の評価検証に当たっては、まちづくり基本条例の内容に関連が深い附属機関から、次のとおり、各条文についての意見を得た。

(1) 実施状況

附属機関の名称	関係する条文	会議開催日
旭川市総合計画審議会	条例全般	①平成30年9月21日(金) ②平成30年11月5日(月) ③平成30年11月28日(水)
旭川市市民協働推進会議	第9条 (市民活動) 第11条 (協働)	平成30年10月30日(火)
旭川市市民参加推進会議	第10条 (市民参加)	平成30年10月22日(月)

(2) 主な意見

条文	附属機関	意見の内容	意見の取扱い
第9条 市民活動	市民協働 推進会議	市民アンケート調査結果の掲載について、アンケートの対象者数、回収率等についても記載した方が良い。	・市民アンケートの対象者数、回収率等については、第10条【市の主な取組（第2項関係）】ア（7・8ページ）に記載しています。 ・第9条【主な市民等の状況（第1項関係）】ア（2ページ）の該当箇所に、「市民アンケートの対象者数、回収率等については、7・8ページ参照」と記載しました。
	市民協働 推進会議	市民アンケート調査結果について、地域で主体的に活動している市民の割合が低い。これを高めていく手段を考えていく必要がある。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	市民協働 推進会議	「市民活動」という名称が分かりづらい。市民アンケートなどの際には、「市民活動」の内容を分かりやすく説明した方が良い。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	市民協働 推進会議	市民活動に参加していない人から呼びかけられても、市民の納得を得にくいのではないかと。市の職員自身も活動へ参加するなど、職員間で課題意識を共有することが重要と考える。	・今後の取組の参考とさせていただきます。

市民協働 推進会議	市民活動の更なる広がりには、人材育成が重要と考える。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
市民協働 推進会議	町内会以外にも様々な市民活動がある。若年層も活躍できるような社会参加の形を模索する必要がある。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
市民協働 推進会議	市民活動については、小学校、中学校の教育の一環として、ボランティアなど身近なことから参加する機会をつくり、早い段階から人材を育成していくことも考えられる。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
総合計画 審議会	市民委員会の活動もほぼ限界が来ている。町内会への加入についても、アパートやマンションのオーナーに協力してもらうことや、行政が積極的に介入しなければ、例えば若年層が新たに加入することは難しい。	・町内会の加入促進については、第14条【今後の方向性・考え方】（29・30ページ）2段落目に記載しており、今後の取組の参考とさせていただきます。
総合計画 審議会	市職員も一市民として地域のイベントへの参加や町内会の役員への就任など、市民活動に積極的に取り組み、市民の意見や地域の課題を捉え、政策に反映させてほしい。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
総合計画 審議会	市民活動については、市民が様々な取組を行っている。そのような活動を発信する場所を行政が広報等で提供するなどの取組が必要である。	・第9条【今後の方向性・考え方】（5ページ）1段落目中 「～市民活動に関する更なる市民への周知と理解の浸透、～」を 「～市民活動に関する更なる <u>情報の発信や</u> 市民への周知と理解の浸透、～」に修正しました。
総合計画 審議会	市民アンケート調査結果等の記載について、「わずかに」、などの表現は使用せずに、結果をそのまま示した方が良い。また、全体的に、「ところである。」という表現も使用せずに、直接的に表現した方が良い。	・第9条【条文の視点での成果と課題】◆まちづくりや市民活動に対する市民意識（4ページ）1段落目中 「～いずれもわずかに低下傾向となっている。～」を 「～いずれも <u>低下傾向</u> となっている。～」に修正しました。 ・全体を通して「ところである。」という表現を修正しました。

	総合計画 審議会	高齢化の進行などで地域コミュニティ機能が弱まっていることについて、関連するデータを掲載した方がよい。	・地域コミュニティの状況等については、第14条【主な市民等の状況（第1～3項関係）】（23～26ページ）に掲載しています。 ・第9条【今後の方向性・考え方】（5ページ）1段落中 「高齢化の進行などで地域コミュニティの機能が弱まってきている中、～」を 「高齢化の進行などで地域コミュニティの機能が弱まってきている中（<u>地域コミュニティの状況等については、第14条【主な市民等の状況（第1～3項関係）】（23～26ページ）を参照</u>）、～」に修正しました。
第10条 市民参加	市民参加 推進会議	若年層の市民参加について、SNSを活用した手法の方が、従来の手法より効果的であり、若年層も参加しやすいと考える。	・SNSの活用など、若年層が参加しやすい手法の充実については、第10条【今後の方向性・考え方】（11ページ）2段落目に記載しており、今後の取組の参考とさせていただきます。
	市民参加 推進会議	まちづくり対話集会など、市民参加の各取組について、得られた意見にとどまらず、どのような成果を挙げ、それを公表していることまで記載した方がよい。	・第10条【条文の視点での成果と課題】◆市民参加の推進（11ページ）5段落目中 「これらを踏まえ、今後についても、～」を 「<u>これらの取組により得られた意見や意見の反映の状況については、本市のホームページなどで公表しており、今後についても、</u>」に修正しました。
	市民協働 推進会議	市民アンケート等の市民参加の手法について、若年層は郵送による方法より、インターネット等を活用した方法の方が回答しやすいと思う。 一方で、年齢層が高いと逆になる傾向にあると思うので、バランス良く活用していく必要がある。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	意見提出手続（パブリックコメント）に係る資料について、分量が多いものや期間が短いものがある。資料については、概要版などがあると分かりやすく、意見数の増にもつながると考える。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	市民アンケート調査結果のワーク・ライフ・バランスを実現できている	・第10条【今後の方向性・考え方】（11ページ）3段落目に、次の段落を加えました。

		市民の割合が16.0%であり、低い数値である。この結果は仕事が優先となり、市民参加ができていない現状を示しており、ワーク・ライフ・バランスの啓発の必要性についても、今後の方向性に記載することも検討してはどうか。	◆ 幅広い年代からの市民参加については、 <u>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発等を通じて、働く世代にも参加がしやすい環境づくりを推進していく必要がある。</u>
第11条 協働	市民協働 推進会議	市が実施する取組に対して市民が意見を出す仕組みはある一方、どのようなまちづくりの取組を行うかを市民自身が考えるという面での協働も重要と考えるが、その機会は少ない。そのような仕組みを考えてみてはどうか。	・ 今後の取組の参考とさせていただきます。
	市民協働 推進会議	市民の企画提案による協働のまちづくり事業について、事業の数と今年度の取組のみではなく、これまでに実施してきた事業も掲載した方が、協働の内容が市民にも分かりやすいと考える。	・ 第11条【市民等と市の主な取組（第1項及び第2項関係）】ア（13ページ）に、H26年度からH29年度までの採択事業と採択団体を記載した表（【採択事業と提案団体（H26年度～H29年度）】）を掲載しました。
	総合計画 審議会	協働については、行政と市民が日頃から信頼関係を築き、相互に補完し合いながら活動する必要がある。そのためには、人材、資金の確保が必要である。	・ 今後の取組の参考とさせていただきます。
第12条 情報公開 及び情報 提供	総合計画 審議会	オープンデータライブラリについては、更に周知を行った方が良い。オープンデータライブラリだからこそ提供できる情報を提供するなど、データを充実させてほしい。	・ 今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	主なソーシャルメディアのアカウントについて、子育て支援部のものがない。子育て世代は、SNSを最も活用している世代であると思うので、積極的に活用していく必要がある。	・ 今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	市では様々な広報活動を行っているが、効果的に行うことはできているのか。広報活動の専門家の意見を聴	・ 第12条【今後の方向性・考え方】（20ページ）3段落目中 「～、引き続き、各種情報の提供を効果的に

		くなど、広報活動の在り方を研究する必要がある。	実施するとともに、～」を「～、引き続き、各種広報媒体を活用した情報提供の充実を図り、その効果を検証するとともに」に修正しました。
	総合計画 審議会	SNSやインターネットなど、様々な媒体を用いて広報活動を行っているが、必要なものと必要ではないものについて、費用対効果を踏まえた検証が必要である。	
	総合計画 審議会	様々な行事の情報等について、広報誌以外でも、民間のフリーペーパーなどで知ることが多い、このような媒体も効果的に活用した方が良い。	・第12条【今後の方向性・考え方】（20ページ）6段落目を次のように修正しました。 ◆若年層などに向けた市政情報の発信、市の業務への協力の依頼、市民や地域等から市への情報提供なども含め、SNS等の機能や、地域情報紙、フリーペーパー等の媒体を活用した取組の充実に向け、検討を進める。
	総合計画 審議会	広報については、ごみ収集や除雪、救急など、行政の業務に協力してほしいというメッセージも発信した方が良い。	
	総合計画 審議会	地域において、様々な活動が行われている中、市で全ての内容を集約することは難しいと思う。市民から活動の内容や地域の情報を市に発信する仕組みができれば、その情報を市が集約して発信することもできると考える。	・第12条【条文の視点での成果と課題】◆情報提供（20ページ）3段落目を次のように修正しました。 さらには、市民や地域等の自主的な活動が多様化する中、市側で全ての情報を把握することは難しい側面もある。例えば、市民・地域による自主的な活動に関する情報や災害時の地域情報などを市民等が自ら広く周知する仕組みの検討が必要である。
	総合計画 審議会	市民から市に提供された情報をもとに、市が市民に情報を提供するという場合、正しい情報であるかを慎重に判断しなければならない。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	広報誌による情報について、市民に情報が効果的に伝わるよう、締切があるものや日時が決まっているものについては、余裕を持って掲載した方が良い。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
第13条 個人情報 保護	—	—	—

第14条 地域主体 のまちづ くり	総合計画 審議会	旭川市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統廃合等を進める場合、市民の活動場所の確保にも関わることから、地域の意見を十分に聴いた上で判断してほしい。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	町内会への加入促進について、宅建協会やマンション管理組合連合会に協力を依頼しているとのことだが、その結果についても把握した上で、検証を行った方が良い。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	町内会への加入促進について、条例を制定している都市もある。加入について強制をすることはできないが、市民全体の合意形成が必要であるとする。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	町内会・自治会調査の結果によると、町内会への財政的支援の充実を期待する回答が多い。より良い支援の方法について検討してもらいたい。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
第15条 行政手続	－	－	－
第16条 公正な職 務の執行 の確保	－	－	－
第17条 計画的な 市政運営	－	－	－
第18条 行政改革 等	総合計画 審議会	高齢者住宅を運営している場合、市から、耐震、防火、介護に関する事などについて、それぞれの部署から確認や報告を求められることがあり、事業者は負担を感じている。組織の編成に当たっては、そのような手続を一本化できるようにするという事も考えてほしい。	・今後の取組の参考とさせていただきます。

第19条 危機管理	総合計画 審議会	防災や災害への対策については、市民を対象とした対策のみではなく、観光客への対策も必要である。観光客に必要な情報について、広報誌にURLを掲載するなど、効果的な周知を行う必要がある。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	避難行動要支援者名簿について、平常時にも効果的に活用ができるような検討が必要である。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	より良いまちづくりに向けて、基本は防災であると考えているが、自主防災組織の組織率は高いとはいえないのが現状である。防災に関する情報の発信も含め、市民の防災意識の向上に向けた取組が必要である。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	先日の胆振東部地震は、大きな教訓を与えてくれたと思う。市として検証を行い、今後の対策や、防災に関する計画等に生かしてほしい。	・第19条【今後の方向性・考え方】（42ページ）1段落目中 「～、市民等や各関係機関との連携を図り、平常時から危機に備え、危機発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図る。」を 「～、市民等や各関係機関との連携を図り、 <u>北海道胆振東部地震など、これまでの災害等への対応に係る検証を適宜実施し、その結果を効果的に反映しながら、平常時から危機に備え、危機発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図る。</u> 」に修正しました。
	総合計画 審議会	先日の地震の際、若い人たちは携帯電話などを活用して情報を得ていたと思うが、携帯電話を使用できない高齢者等は、停電の復旧の目途などの情報を入手することが困難であったと思う。そのような人たちには、広報車を活用するなどして情報を伝達することが必要である。	
	総合計画 審議会	先日のブラックアウトの例でいえば、観光貸切バスにはUSB端子が備えられており、これを数台活用すれば、かなりの数の携帯電話の充電ができた。このように、危機管理については、地域インフラを掌握しながら、有効的に活用していく必要がある。	
	総合計画 審議会	福祉避難所の情報について、広報誌等にURLを掲載するなど、効果的な周知が必要である。	

	総合計画 審議会	防災と合わせて、避難をもっと強化する必要があると考える。避難場所、避難所の認知度も30%強であり、評価できる数字ではない。地域全体で訓練を実施するなど、高齢者をはじめ、市民の意識を変えていく必要がある。	・第19条【今後の方向性・考え方】（42ページ）3段落目中 「～，市民等には，引き続き，危機に対する意識や安全確保に関する意識の浸透に係取組を進めるとともに，～」を 「～，市民等には，引き続き， <u>避難場所，避難所の認知度の向上をはじめ，危機に対する意識や安全確保に関する意識の浸透に係る取組を進めるとともに，～</u> 」に修正しました。
	総合計画 審議会	避難場所や避難所については，更に拡大していく必要がある。例えば，高齢者住宅も避難場所や避難場所として使用できれば，要介護者も避難できるのではないかな。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	静岡県では，期日を指定し，学校，企業なども一斉に，全県民で訓練を実施しており，防災意識の向上の面では，非常に効果があると感じた。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
第20条 他の機関との連携 及び拠点性の発揮	総合計画 審議会	地震等で札幌市の都市機能が機能しなくなることも考えられ，その場合は，北海道第2の都市である旭川市が果たす役割は大きい。北北海道のみならず，北海道全体の中での旭川市という視点も重要である。	・第20条【今後の方向性・考え方】（46ページ）3段落目に，次の段落を加えました。 ◆ <u>経済や観光，交通，防災など広域的な調整が必要な施策については，北北海道はもとより，北海道全体における本市の役割も踏まえながら，引き続き，国や道との効果的な連携を図る。</u>
	総合計画 審議会	旭川市は，福祉の面などが充実しており，高齢者に強いまちであるといえるが，今後，若い人たちの流出を防ぐためには，経済の活性化が重要である。他都市との交流では，旭川市の強い部分と，他都市が成果を挙げている部分の情報交換を効果的にできれば良いと考える。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
条例全体	総合計画 審議会	旭川市に限らず，全国的に人口減少，少子高齢化が進行しており，施設や組織について，これまでの体制を保持していくことができない状況である。このような状況について，市民の理解を得ながら，市民全体の意識	・今後の取組の参考とさせていただきます。

		をどのように変えていくかが重要であるとする。	
	総合計画 審議会	まちづくりについては、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、明確な目標を持って地域に効果をもたらさなければならない。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	人口減少が進む中であっても、人が増えるような仕組みをつくり、楽しいまちづくりをしてもらいたい。現在、検討を進めている大学の市立化も含め、若者が留まれるような、楽しく、市民が生き生きと暮らせるまちづくりについて検討してもらいたい。	・今後の取組の参考とさせていただきます。
	総合計画 審議会	旭川市外の人からは、旭川市民は旭川市の魅力を理解していないのではないかという声をよく聞く。市民や企業が、現状に満足するのではなく、旭川を更に発展させるという気持ちにさせていくことが必要である。	・今後の取組の参考とさせていただきます。

5 評価検証の結果

「3 条例の運用の状況について」のとおり、まちづくり基本条例第21条の「まちづくりの推進状況」に関連する各条文については、いずれも適正に運用されており、市民等と市において、各条文の趣旨に基づく取組を着実に推進していることが確認された。

また、「4 まちづくり基本条例に関連が深い附属機関からの意見について」のとおり、旭川市総合計画審議会、旭川市市民協働推進会議及び旭川市市民参加推進会議から、各条文の趣旨に基づく取組の推進に当たり検討が必要な視点や課題の解決に向けた手法など、様々な意見を得られたところである。

今後についても、各条文における【条文の視点での成果と課題】及び【今後の方向性・考え方】並びに各附属機関から得られた意見を踏まえ、各条文の趣旨に基づく取組を継続、発展させていくこととする。

(参考) 旭川市まちづくり基本条例に関連するデータ等

条文	関連するデータ等					備考
	データ等	H26	H27	H28	H29	
第9条 市民活動	NPO法人数	92法人	92法人	97法人	102法人	各年4月1日現在
	CoCoDe登録団体数	170団体	281団体	352団体	399団体	各年度末現在
	市民活動団体向けワークショップ参加者数	66人	①63人 ②58人 ③60人	－	－	各年度末現在
	市民活動セミナー参加者数	－	－	32人	33人	各年度末現在
第10条 市民参加	意見提出手続(パブリックコメント)の実施件数	23件	31件	20件	15件	各年度末現在
	意見提出手続(パブリックコメント)の意見提出者の総数	284件	273件	386件	179件	各年度末現在
	市の附属機関における公募委員の総数	72人	67人	82人	91人	各年4月1日現在
	市の附属機関における公募委員の割合	19.1%	18.6%	19.0%	20.8%	各年4月1日現在
	市長への手紙受付通数(うち電子提案箱)	545通 (124)	598通 (181)	494通 (138)	453通 (95)	各年度末現在
	市民アンケート調査回収率(回収数÷発送数)	－	55.9%	－	53.6%	
	対話集会の回数	10回	5回	6回	11回	各年度末現在
	対話集会の参加者数	234人	118人	92人	434人	各年度末現在
	市政モニター調査の実施件数	3件	0件	3件	3件	各年度末現在
	市政モニター登録者数	44人	92人	90人	112人	各年度末現在
	市民と行政との協働事業数	138事業	150事業	156事業	152事業	各年度末現在
第12条 情報公開 及び情報 提供	包括連携事業協定の数	－	－	－	9件	H29年度調査
	情報公開請求件数	202件	352件	177件	145件	各年度末現在
	「こうほう旭川市民」を読んでいる市民の割合	－	90.2%	－	90.2%	市民アンケート
	ホームページアクセス件数	1,294,931件	1,555,381件	1,806,972件	1,376,601件	各年度末現在
	オープンデータの公開件数	－	14件	48件	108件	各年度末現在
	出前講座の講座数	50件	46件	49件	48件	各年度末現在
	出前講座の実施回数	1,051回	990回	890回	951回	各年度末現在

	出前講座の参加者数(延べ)	38,191人	36,395人	34,117人	35,167人	各年度末現在
第13条 個人情報 保護	個人情報開示等請求の件数	16件	29件	13件	18件	各年度末現在
	マイナンバーカード発行件数	－	2,932件	19,351件	4,771件	各年度末現在
第14条 地域主体 のまちづ くり	町内会加入率	60.3%	59.4%	58.9%	58.3%	各年4月1日現在
	地域まちづくり推進協議会の数	14	14	15	15	各年度末現在
	地域まちづくり推進協議会の会議開催数	104回	88回	90回	94回	各年度末現在 ※H26年度は、地域まちづくり推進プログラムの策定に係る会議を実施
	地域まちづくり推進協議会の意見や提言に基づく事業の取組件数	24件	36件	40件	41件	各年度末現在
	地域まちづくり推進協議会の事業に参画した地域住民の人数	813人	1,059人	1,379人	1,384人	各年度末現在
第15条 行政手続	－	－	－	－	－	－
第16条 公正な職 務の執行 の確保	－	－	－	－	－	－
第17条 計画的な 市政運営	総合計画の推進に係る成果指標の進捗率	－	－	10.0%	15.0%	各年度末現在
	行財政改革推進プログラム（平成28年度～平成31年度）取組項目実施数	－	－	8.0%	11.0%	翌年度の8月頃に確定
	市債残高（一般会計建設事業債等）	1,335億円	1,278億円	1,236億円	1,201億円	各年6月現在
	財政調整基金残高	64億円	60億円	55億円	39億円	各年6月現在
第18条 行政改革 等	行財政改革推進プログラム（平成28年度～平成31年度）取組項目実施数	－	－	8.0%	11.0%	翌年度の8月頃に確定
	職員業務改善提案数	－	61件	41件	21件	各年度末現在
第19条 危機管理	自主防災組織率	56.5%	61.3%	61.5%	62.3%	各年度末現在
	住民防災組織の活動回数	2.5回	2.3回	2.4回	2.3回	各年度末現在
	避難場所、避難所の認知度	－	30.1%	－	32.8%	市民アンケート

第20条 他の機関 との連携 及び拠点 性の発揮	上川中部定住自立圏形 成協定に基づく取組数	－	152	152	155	各年度末現在
	北北海道の自治体との 連携による取組数	－	26	31	35	各年度末現在
	国内姉妹都市の交流事 業の件数	3件	5件	4件	4件	各年度末現在
	国内姉妹都市の交流事 業参加者数	136人	182人	93人	95人	各年度末現在
	国際交流センター利用 者数	17千人	24千人	24千人	27千人	各年度末現在

(参考) 旭川市まちづくり基本条例の評価検証に係る主な経過

(○：庁内での意見交換等に係るもの、●：外部意見の聴取に係るもの、・：担当課内での作業に係るもの)

年月	項目	内容
平成30年4月2日	○旭川市まちづくり基本条例の評価検証・点検に係るスケジュールの説明 【庁議において説明】	各部局に対し、旭川市まちづくり基本条例の評価検証・点検に係る年間スケジュールを説明
平成30年4月27日 ～6月1日	○旭川市まちづくり基本条例を踏まえたまちづくりの推進状況に係る調査の実施 【庶務担当課長会議において調査依頼】	各部局に対し、まちづくり基本条例の趣旨を踏まえた取組に係る調査を実施
平成30年6月4日 ～8月26日	・「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（素案）」の作成	各部局への調査結果を踏まえ、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（素案）」を作成
平成30年8月28日 ～9月4日	○「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（素案）」に係る調査の実施	各部局に対し、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（素案）」に係る調査を実施
平成30年9月10日	○旭川市まちづくり基本条例の評価検証・点検に係る途中経過及び今後のスケジュールの説明 【庶務担当課長会議において説明】	各部局に対し、旭川市まちづくり基本条例の評価検証・点検に係る途中経過及び今後のスケジュールを説明
平成30年9月21日 平成30年11月5日 平成30年11月28日	●旭川市総合計画審議会からの意見聴取	旭川市総合計画審議会から、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（素案）」に係る意見を聴取
平成30年10月22日	●旭川市市民参加推進会議からの意見聴取	旭川市市民参加推進会議から、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（素案）」に係る意見を聴取
平成30年10月30日	●旭川市市民協働推進会議からの意見聴取	旭川市市民協働推進会議から、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（素案）」に係る意見を聴取
平成30年11月29日 ～12月5日	・「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（案）」の作成	各附属機関からの意見等を踏まえ、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（案）」を作成
平成30年12月6日 ～12月20日	○「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（案）」に係る調査の実施 【庁議において調査依頼】	各部局に対し、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書（案）」に係る調査を実施
平成30年12月21日 ～平成31年1月29日	・「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書」の作成	各部局の意見等を踏まえ、「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書」を作成
平成31年1月30日	○「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書」の承認 【庁議において審議、承認】	
平成31年2月5日	○「旭川市まちづくり基本条例 評価検証結果報告書」の決定	

(参考) 旭川市まちづくり基本条例 (平成 26 年 3 月 25 日旭川市条例第 3 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本理念及び基本原則 (第 3 条・第 4 条)

第 3 章 まちづくりの担い手

第 1 節 市民等 (第 5 条)

第 2 節 議会 (第 6 条)

第 3 節 市長等 (第 7 条・第 8 条)

第 4 章 市民主体のまちづくり

第 1 節 市民活動, 市民参加及び協働 (第 9 条—第 11 条)

第 2 節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護 (第 12 条・第 13 条)

第 5 章 地域主体のまちづくり (第 14 条)

第 6 章 健全な市政運営によるまちづくり (第 15 条—第 19 条)

第 7 章 広域連携によるまちづくり (第 20 条)

第 8 章 その他 (第 21 条)

附則

私たちのまち旭川は、北海道のほぼ中央にあり、大雪山連峰をはじめとする雄大な山々に囲まれ、石狩川など多くの川が流れる、豊かな自然と四季折々の情景に恵まれた美しいまちです。古くから自然と共生し暮らしていたアイヌの人々と、開拓のために移り住んだ人々をはじめ多くの先人が、たゆみない努力を積み重ね、北国独自の文化と多様な産業を育むとともに、北海道の交通の要衝として、経済、医療・福祉、教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

こうした自然や歴史、文化、産業などの多くの地域資源は、かけがえのない財産であり、私たちにはこれらの財産を守り、育て、次の世代へとつなげていく責任があります。このまちが将来にわたって輝き続けていくために、あらゆる世代の市民一人一人が互いを尊重し、責任を分かち合いながら、いきいきと暮らせるまちを築いていかなければなりません。そして、まちの活性化を図るために、市は、北北海道の拠点都市としての機能を更に高め、その役割を果たしていきます。

このまちを育てていくのは、私たち自身です。私たちは、このまちに誇りと愛着を持ち、より一層活力と安心に満ちた、支え合って暮らせるまちに向かって、市民の力とまちの素晴らしさを信じ、力強く歩んでいきます。

ここに、まちづくりの基本となる考え方や仕組みを共有し、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民等及び市が、それぞれの役割と責務を踏まえて、魅力的で快適なまちを築くための活動をいう。
- (2) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (4) 市 地方公共団体としての旭川市をいう。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 旭川市が目指すまちづくりは、次の基本理念のとおりとする。

- (1) 市民等がいきいきと活躍できるまちづくり
市民等がそれぞれの経験と能力を発揮し、幅広い分野で充実した活動に取り組むこと。
- (2) 市民等が支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり
市民等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに支え合う地域づくりに取り組むこと。
- (3) 地域資源をいかし、活力を向上させるまちづくり
地域の特徴や優位性の活用及び発信をしながら、将来にわたってまちの活力を維持し、更に高めるための活動に取り組むこと。
- (4) 北北海道における拠点性を発揮するまちづくり
北北海道全体の活性化を目指し、地理的特性や都市機能等をいかすとともに、他の機関との連携や相互の補完により、拠点性の向上に取り組むこと。

(基本原則)

第4条 旭川市のまちづくりは、次の基本原則のとおり進めるものとする。

- (1) 市民主体の原則
市民等及び市がまちづくりに関する情報を共有し、市民等の意思と力をいかしたまちづくりを推進すること。
- (2) 地域主体の原則
地域のつながりや特性をいかしたまちづくりを推進すること。
- (3) 健全な市政運営の原則
総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らの果たすべき役割を自覚し、発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、協力し合いながら、まちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民等は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。

第2節 議会

(議会の責務)

第6条 議会は、市政における意思決定機関として、立法機能、市政運営の監視機能等を発揮することにより、その役割と責任を果たすものとする。

2 議会に関する基本的な事項については、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号）で定める。

第3節 市長等

(市長等の責務)

第7条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。

2 市長等は、市民意思の把握に努め、市政の執行に当たっては、説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、まちづくりに関し、市民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第8条 職員は、市民全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、そのための知識と能力の向上に努めなければならない。

2 職員は、地域社会の一員としての役割を自覚し、職務を遂行するよう努めなければならない。

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民活動、市民参加及び協働

(市民活動)

第9条 市民等は、自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組むことができる。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

(市民参加)

第10条 市民等は、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）で定めるところにより、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

2 市は、市民等の意思を市政に反映させるため、市民参加の推進に努めなければならない。

(協働)

第11条 市民等及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

2 市は、協働の推進に当たり、市民等の相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

第2節 情報公開及び情報提供並びに個人情報保護

(情報公開及び情報提供)

第12条 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定めるところにより、市が保有する公文書の公開を請求し、又は必要な情報の提供を受けることができる。

2 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する公文書の公開を推進しなければならない。

3 市は、市民等が必要とする情報を分かりやすく提供するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市民等は、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）で定めるところにより、自己に係る市が保有する個人情報の開示を請求することができる。

2 市は、市民等の基本的人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 地域主体のまちづくり

(地域主体のまちづくり)

第14条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体（以下この条において「地域活動団体」という。）の活動に参加するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 地域活動団体は、相互に連携を図り、協力して地域における課題の解決又は地域の特性等をいかした活動を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

（行政手続）

第15条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにしなければならない。

（公正な職務の執行の確保）

第16条 市は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号）で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

（計画的な市政運営）

第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

- 2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。
- 3 前項に規定する総合的な計画の策定に当たっては、その基本的事項について議会の議決を得なければならない。
- 4 市は、市政運営に当たっては、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

（行政改革等）

第18条 市は、社会経済情勢及び市民等の行政に対する需要の変化に的確に対応し、効果的で効率的な市政を推進するため、常に事務事業の見直しその他の行政改革に努めなければならない。

- 2 市は、行政組織の編成に当たっては、分かりやすく機能的で相互の連携が確保されたものとなるよう努めなければならない。

（危機管理）

第19条 市は、市民等の安全と安心を確保するため、災害、事故その他の危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

- 2 市は、危機の発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力して速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。
- 3 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。

第7章 広域連携によるまちづくり

（他の機関との連携及び拠点性の発揮）

第20条 市は、国及び北海道と連携を図り、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市は、北北海道における拠点性を発揮するとともに、他の地方公共団体と連携を図り、協力して広域的な課題の解決を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、国内及び国外の都市等と連携し、友好的な交流の推進や共通する課題の解決を図るよう努めるものとする。

第8章 その他

(評価検証)

第21条 市は、この条例を踏まえたまちづくりの推進状況について評価検証し、その結果を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行後、5年以内にこの条例を点検し、適切な措置を講じなければならない。